

第VI章 考 察

1 遺構の変遷

第Ⅲ章の遺構および各章の遺物の報告を総合し、以下に左京三条一坊一・二・八坪における遺構の変遷をまとめてみたい。

弥生時代 この時期は、左京三条一坊八坪に東西溝SD10420・10421が確認できる。溝からは、弥生時代第V様式の土器が出土している。このほか弥生時代の遺構は確認していない。

古墳時代 この時期は、左京三条一坊二坪北辺に古墳SZ10415とその周濠SD10416、一坪で土坑SK9657が確認できる。また、左京三条一坊一坪では、南方のSZ10415に近いほど埴輪片の出土量が多くなることから、平城京造営時にSZ10415が削平され、同古墳の埴輪が散布したと考えられる。埴輪片の年代観からSZ10415は6世紀前半頃に比定される。

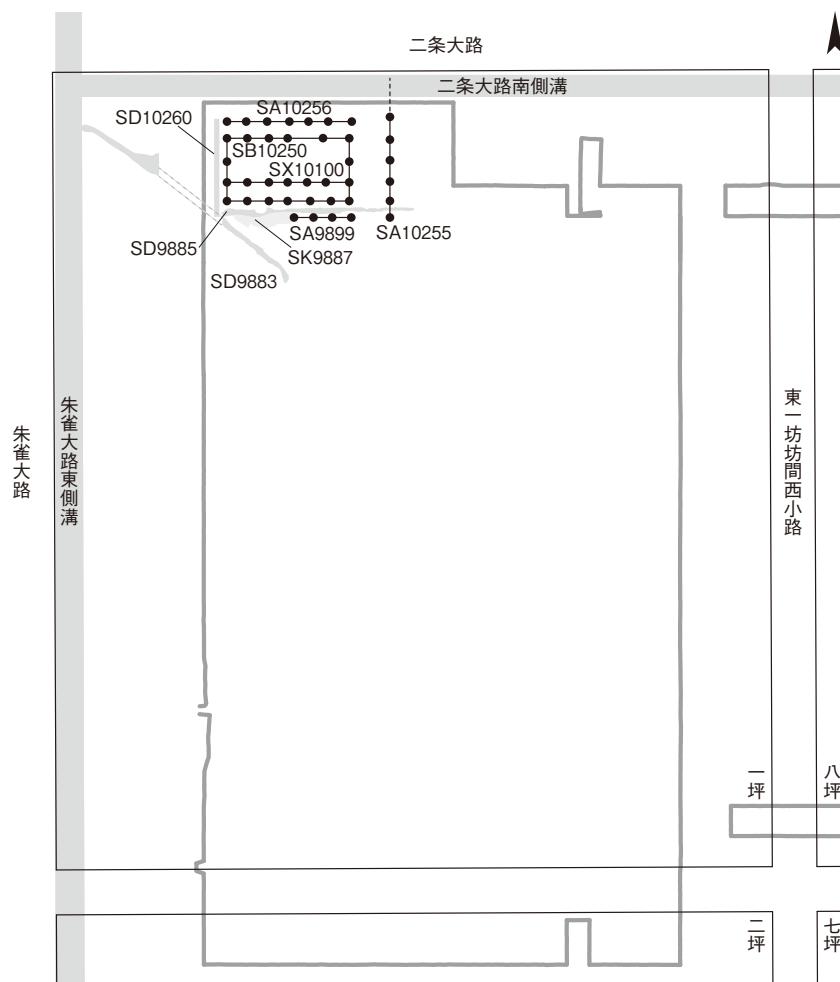


図135 平城宮・京造営期前半期 1:1000

平城宮・京造當期前半期 (図135) 左京三条一坊一坪の西北部に、鍛冶工房SX10100を中心とする遺構群が展開する時期である。桁行6間、梁行3間の南廂付きの工房覆屋SB10250がSX10100の上に建ち、その周囲、東・南・北面を、それぞれ南北塀SA10255・東西塀SA9899・東西塀SA10256が囲う。SX10100の西面には、区画溝ないし排水溝の可能性のある南北溝SD10260が、南面には同様の性格が想定される東西溝SD9885古が、斜行溝SD9883古に注ぐ。またSX10100の南西にはSD9883古と近接して廃棄土坑SK9887古が位置する。

平城宮・京造當期後半期 (図136) 左京三条一坊一坪に、鍛冶工房とその関連施設が展開する時期である。北部では、鍛冶工房SX9830とその覆屋SB9881が建つ。覆屋と北縁内部に東西溝SD9885が流れる。その南には、鍛冶工房SX9690とその覆屋SB9880が近接して建つ。その周囲を取り巻くように、覆屋の北と東には逆L字形塀SA9876、西方には区画溝ないし排水溝とみられる斜行溝SD9883、覆屋の北に東西溝SD9884、西に南北溝SD9879、南に東西溝SD9878が展開する。これらの溝に付随して工房の廃棄土坑とみられるSK9887・9886も確認できる。

これらの鍛冶工房の南には、東西棟建物SB9877が建ち、その東・南方にはL字形塀SA9898が展開する。これらの東には、鍛冶工房SX9850とその覆屋である西廂付きの南北棟建物SB9882が並ぶ。SB9882の西・南西・北には区画溝SD9889が展開する。

一坪の南半では、西から東廂付きの南北棟建物SB10000と南北棟建物SB9999、無廂の南北

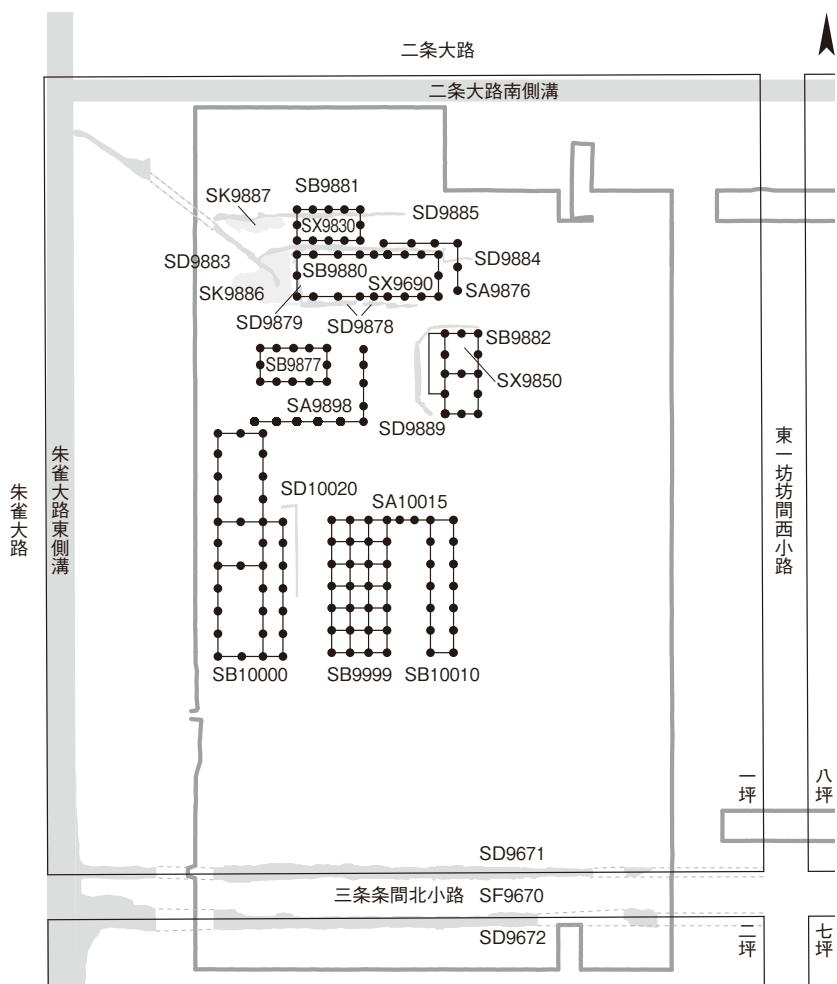


図136 平城宮・京造當期後半期 1:1000

棟建物SB10010が南妻を揃えて並び建つ。SB10000の東にはその雨落溝とみられるL字形溝SD10020が展開し、SB9999とSB10010の間を東西塀SA10015が連結する。

また、SB10000・SB9999・SB10010の南妻と三条条間北小路北側溝SD9671との距離が100尺近く（約99尺）となり、SD9671はこの3棟の建物の設計の基準になった可能性がある。したがって、前述の工房関連施設と三条条間北小路SF9670とその南北側溝SD9671・9672は併存したと考える。

平城宮・京造営期は708～714年に比定した（第VI章2）。

鍛冶工房廃絶後Ⅰ期（図137） 遅くとも714年末までには、鍛冶工房を廃絶し、局所的に整地を施した上で、左京三条一坊一坪の中央部は広場となっていた。その周縁部に井戸や雑舎群ないし帳舎群が展開する。坪の北半やや東よりには、井戸SE9650と井戸屋形SB9890が建ち、井戸の北と東には南北棟建物SB9896、東西棟建物SB10555、南北棟建物SB10560が並ぶ。SB9896の西にはT字形塀SA9893が展開する。

坪の中央では、坪内道路SF9660とその南北側溝SD9661・9662が東西方向に横断する。坪の南部、三条条間北小路北側溝SD9671付近には、北廂付きの東西棟建物SB10045が建つほかは、南部には主要な施設は確認できない。

鍛冶工房廃絶後Ⅱ期（図138） 井戸SE9650、井戸屋形SB9890およびSA9893、SB10045、SF9660・9670は、この時期も存続する。SB9896・10555・10560が廃絶し、東西棟建物SB9900と南北棟建物SB10561に建て替わる。

鍛冶工房廃絶後Ⅲ期（図139） 井戸SE9650、井戸屋形SB9890、SA9893、SB10045・10561、SF9660・9670は、この時期も存続する。SB9900が廃絶し、東廂付きの南北棟建物SB9892に建て替わる。

以上、鍛冶工房廃絶後Ⅰ～Ⅲ期は715年～奈良時代末期に比定される。SE9650は埋土の遺物

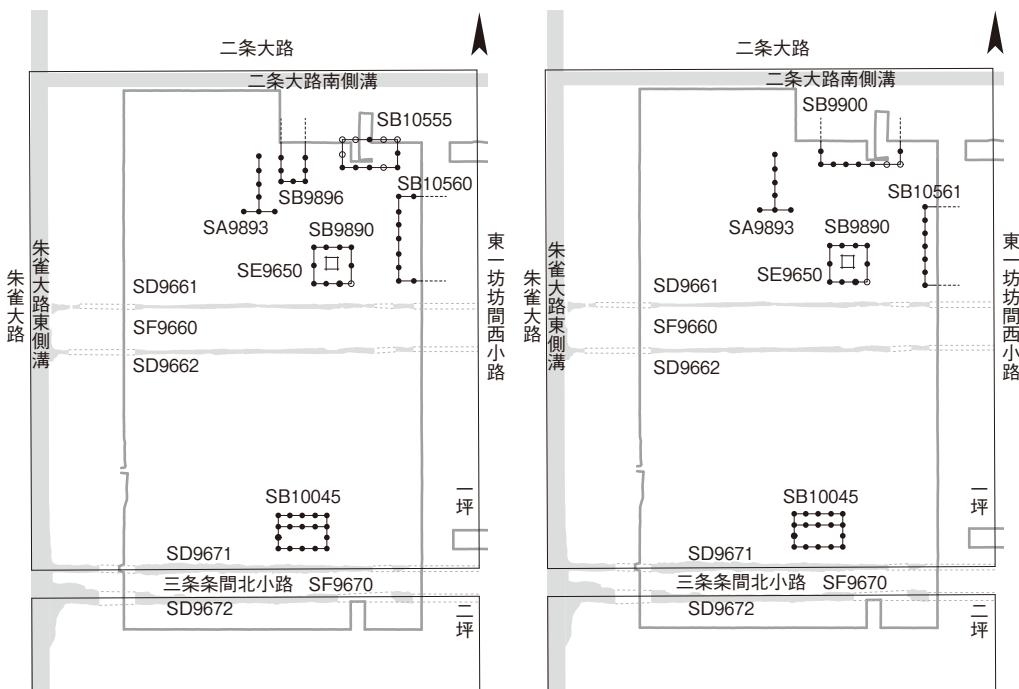


図137 鍛冶工房廃絶後Ⅰ期 1:1600

図138 鍛冶工房廃絶後Ⅱ期 1:1600

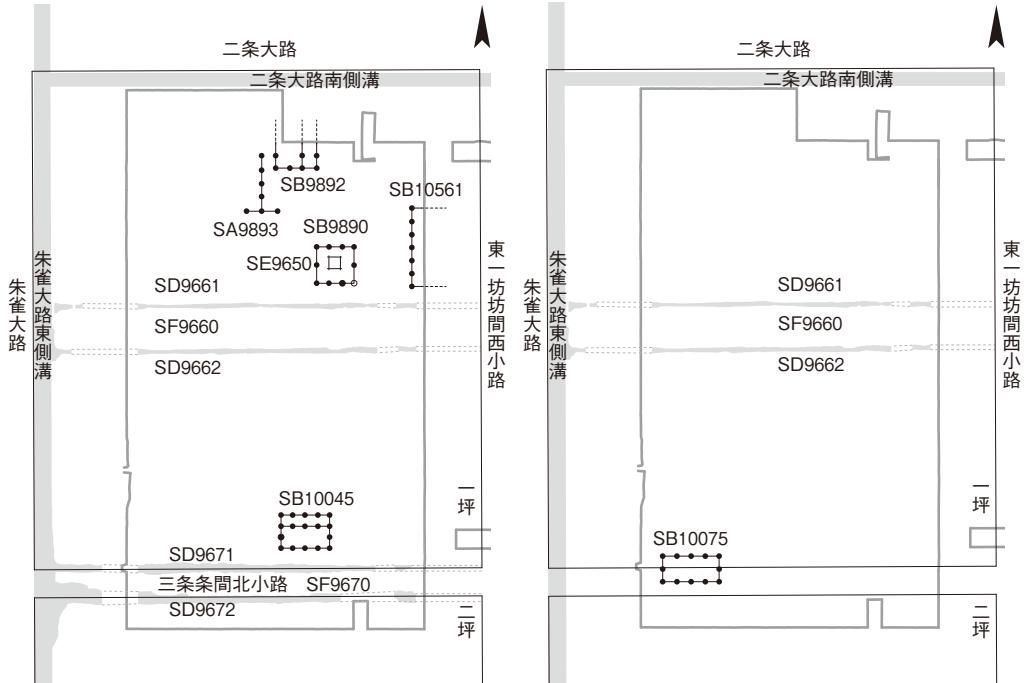


図139 鍛冶工房廃絶後Ⅲ期 1:1600

図140 長岡京遷都後 1:1600

から奈良時代末に廃絶されたことが判明している。なお、SA9893、SB10045の存続期間は層位や出土遺物等からあきらかにしえないが、鍛冶工房廃絶後Ⅱ・Ⅲ期にも存続すると想定した。

長岡京遷都後（図140） 長岡京遷都とともに、左京三条一坊一坪の諸施設は撤去され、三条条間路北小路SF9670とその南北側溝SD9671・9672も廃絶する。一坪西南部のSF9670・SD9671と重複する位置に東西棟建物SB10075が建つ。一方、朱雀大路東側溝SD9920と、坪内道路SF9660および南北側溝SD9661・9662は、遺物の年代観から10世紀初頭までは存続していた。しかし、これらとSB10075の先後関係は不明であり、SB10075の存続および廃絶の時期比定は困難である。

以上の遺構群の変遷をまとめると以下のようになる。左京三条一坊一・二・八坪には、弥生時代の溝および古墳が存在していた。この時代の遺構は、調査地周辺にも展開していたことは従来の調査で確認されている（第1章1）。その後、平城宮・京の造営にあたり、これらの遺跡は削平あるいは埋め立てられ整地された。一坪は、奈良時代を通じて坪外周に築地塀等の遮蔽施設は設けられなかった。708～714年においては小型の鉄製品を製造する鍛冶工房が営まれ、一時期、複数の鍛冶工房およびその関連施設が整然と並んでいた。715年以降になると、一坪の中央に坪内道路、坪周縁部に建物が配置され、中央部は広場として保たれる状態が奈良時代末期まで維持された。このように左京三条一坊一坪は、その奈良時代の初頭では工房として、それ以降では広場として利用されており、特殊な土地利用がなされていたといえよう。

2 平城京左京三条一坊一坪の 土地利用とその変遷

A はじめに

平城京左京三条一坊一坪は、平城宮南面中央の朱雀門を出てすぐ南東に位置し、京内でも有数の一等地である。平安京ではこの坪（町）および隣接する二・七・八町に大学寮が置かれ、その敷地が縮小した後には一町は左京職の別所となったことなどが知られるが¹⁾、平城京での実態は不明瞭であった。一方、朱雀大路や二条大路に近接する坪縁辺部の部分的な調査からは坪を囲う遮蔽施設が存しなかったことが判明しており、朱雀門前の広場的な空間として確保されていた可能性が指摘されていた。

本報告で対象とする一連の調査では、上述の見通しを裏付ける成果を得た。また、特異な井戸の存在や坪内道路の敷設など、広場空間の具体相も一定程度あきらかになった。さらに、平城京遷都前後の一時期のみ、この坪のうち朱雀門近くの一角では鍛冶工房が操業していたことが新たに判明した。以下、文献資料から得られる知見を踏まえつつ、この坪の土地利用とその変遷をまとめることとする。また、この広場で執りおこなわれた可能性がある儀式などについても概観したい。なお、遺構の変遷図は第VI章1を参照されたい。

B 平城京以前

平城京造営以前、当該地のすぐ西側には南北方向の下ッ道が敷設されていた。また、平城宮内ではあるが、当該地からもほど近い朱雀門すぐ北側の地で検出した下ッ道西側溝SD1900から出土した木簡には「大野里」の表記がみえ²⁾、また「五十戸家」と記された墨書土器も複数出土している³⁾。ここから、のちに平城京になる土地が元は藤原宮跡出土木簡⁴⁾にみえる「倭国所布評大□〔野カ〕里」にあたり、また付近に里家（五十戸家）が存する里の中心地であった可能性が指摘されている⁵⁾。

また、平城京造営以前の当該地の様相を考える際、第515次調査南区で検出した古墳SZ10415とその周濠SD10416は注目に値する。周濠の外周が10m程度に復元される小型の円墳であるが、墳丘本体は失われており、おそらくは平城京の造営にともない削平されたのであろう。SD10416は三条条間北小路SF9670の南側溝SD9672にかかり、厳密にはSZ10415は左京三条一坊一坪ではなく南隣の二坪に所在する。また、一連の調査の中で、左京三条一坊一坪内では南にいくほど埴輪片の出土量が多くなる傾向が確認されている（第IV章 図92）。これは、古墳SZ10415が平城京造営のために破壊され、整地により散布された結果であろう。なお、当該地とは朱雀大路を挟んでほぼ東西対称となる地に位置する右京三条一坊一・二坪境界付近でおこなわれた第522次調査南区では、朱雀大路西側溝SD2600上層の包含層から子持勾玉1点が、SD2600埋土から有孔円板1点や白玉10数点が出土している⁶⁾。これは、当該地周辺における古墳の存在とその破壊を示唆しよう。

『続日本紀』には、以下の著名な記事がある。

【史料①】『続日本紀』和銅2年（709）10月癸巳（11日）条

大野里

古墳の発見

勅、造平城京司、若彼墳隕、見_レ發掘_レ者、隨即埋斂、勿_レ使_レ露棄_レ。普加_レ祭爵_レ、以慰_レ幽魂_レ。

平城京の造営を担った造平城京司に対し古墳の取り扱い方を命じる勅が出されたこと、裏を返せば平城京造営のためならば古墳の破壊が容認されたことが知られるのである。今回検出した古墳SZ10415は、その具体例のひとつに加えられよう。

C 平城京遷都前後

平城京遷都計画がいつから、どのように進められたかについては議論もあるが⁷⁾、具体的な造営事業の始期として、和銅元年（708）はひとつの定点と指摘しうる。この年の3月には大伴手拍が造宮卿に任命され⁸⁾、9月には造平城京司が設置された⁹⁾。翌和銅2年10月には造平城京司に対して古墳への対応法を指示する勅が出されたこと（史料①）、今回の調査で検出した削平された古墳SZ10415がその具体例となることは前述のとおりである。和銅3年3月の平城京遷都¹⁰⁾に先立ち、当該地周辺でも、地均しや条坊道路の敷設などの大規模土木工事が急ぎ進められていた様子が看取される。

さらに、当該地、特に朱雀門に近接する左京三条一坊一坪北端付近で鍛冶工房が検出されたことは、平城宮・京造営の実像に迫るための新たな材料を提供するものである。この鍛冶工房は幾度かの建て替えを経たのち、当該地の広場化（詳細は後述）にともない整地土で埋め立てられて廃絶する。その時期の下限は、次の史料から和銅7年（714）と考えられる。

【史料②】『続日本紀』和銅8年（=靈亀元年、715）正月甲申朔条

天皇御_レ大極殿_レ受_レ朝。皇太子始加_レ礼服_レ拜朝。陸奥・出羽蝦夷并南嶋奄美・夜久・度感・信覚・球美等、來朝各貢_レ方物_レ。其儀、朱雀門左右、陳_レ列鼓吹・騎兵_レ。元会之日、用_レ鉦鼓_レ、自_レ是始矣。

鍛冶工房の
廃絶時期

元日朝賀に際して朱雀門の左右に鼓吹と騎兵が陳列したとあり、当該地（ないしその周辺）が儀式の場の一部となっていたことがあきらかである。したがって、この朝賀に先立つ時点で鍛冶工房は撤廃され、当該地は広場としての体裁を整えていたと考えねばならない。以上から、鍛冶工房の開設は和銅元年前後、その廃絶は遅くとも和銅7年中となり、操業期間は数年程度と見積もられる。平城京遷都前後における、宮・京造営の一齣が垣間見えよう。

鍛冶工房の南、後に一坪の中央付近となる場所には、南北棟建物SB9999・SB10000・SB10010といった複数の大型南北棟掘立柱建物が、柱筋を揃えて建てられていた。遺構の配置、検出状況からみてこれらの建物は鍛冶工房の建物と同時期に計画され、機能した可能性が高い。おそらくは工房の管理部門の建物として、または資材や原料の鉄などを保管する倉庫などとして用いられたのであろう。なお、この南北棟建物群の南端から三条条間北小路SF9670の北側溝SD9671の心までは100尺に近似する距離を測り、条坊道路を基準に建物群が計画的に（※条坊が先に敷設してある可能性もある）建造・敷設されたことが看取される。後述のように、条坊の設定を担当した官司は造平城京司と考えられ、またその活動時期は工房の操業期間として想定される時期とほぼ重なる。この点も、建物群を工房との関係の中で捉える理解に整合的といえよう。

この鍛冶工房が具体的にどの官司にあたるか、確定は難しいが、以下では若干の考察を試

みる¹¹⁾。

屢述のとおり、この鍛冶工房の操業時期は和銅7年（714）以前に限られる。したがって、宮・京の造営に関わり臨時に置かれた工房であり、造宮省または造平城京司との関係を推定するのが妥当であろう。このうち、造宮省が令外官ながらもほぼ奈良時代を通じて存続したのに対し、造平城京司は平城京遷都に先立ち大規模な組織が立ち上げられ、活動の痕跡が認められるのが遷都前後の1時期に限られる。この点からすると、造平城京司に関連する可能性がより高いとも考えうる。

しかし、藤原京の造京司に関わる史料¹²⁾や、前述の造平城京司設置記事にみえる「大匠」の存在¹³⁾などから推察される造平城京司の職掌は、平坦地を造成するための地均しや条坊の設定など、土木事業の類を主とするとみなされる。また、造平城京司長官は異例ともいえる2名体制で、しかもその位階は初期の造宮卿よりも高く、次官以下の四等官構成員も多数にのぼるなど、特徴的な官司構成を有する。以上からは、集中的に人材を投入して整地や条坊の設定といった限られた職務を短期間に実施し、その完了後には速やかに解散されたという造平城京司のイメージが浮かび上がる。そして、そのような姿は、釘など小型鉄製品の製造を担ったと考えられる鍛冶工房との親和性は低い、と言わざるを得ないであろう。

以上から、当該工房の比定官司としては造宮省、より正確にはその被管の現業部門とみなすのがもっとも妥当性が高い推定と考えられる。工房で製造された釘などは、造宮省が建設を担ったとみられる宮内の殿舎に用いられたのであろう。この想定は、一坪内でも特に宮内に至近の北端付近を中心に工房が展開する事実とも整合的である。

一方、この理解は一見、造宮省と工房それぞれの存続期間の相違がネックとなるようにも思われる。だが、遷都前後の1時期に限り宮内への物資供給に至便な土地で工房を営み、宮の造営が一定の段階に達した時点で他所に移転した、と想定すれば矛盾はない。断定は控えるが、もっとも高い蓋然性が見込まれる当該工房の比定候補として、造宮省被管の現業部門を挙げておきたい¹⁴⁾。

ところで、史料②以前の数年間は『続日本紀』に元日朝賀の記事が残らず、その直前の朝賀の記録は和銅3年（710）まで遡る¹⁵⁾。この時の朝賀については、平城宮第一次大極殿が藤原宮より移築されたものと考えられていることや¹⁶⁾、平城宮第一次大極殿院西楼付近の整地土から「和銅三年正月」の年紀を持つ荷札¹⁷⁾が出土し、和銅3年の時点で大極殿院が建物造営前の整地段階に留まっていたことが判明したことなどから、藤原宮で執りおこなわれたことがあきらかになっている。恐らく、史料②の朝賀が、平城宮では初めてとなるものだったのだろう。それはいわば、移築なった大極殿を中心とする、平城宮全体の落成式のような意味合いも持つていたと想像される¹⁸⁾。

これまで、この朝賀は皇太子としての首皇子（後の聖武天皇）の儀礼デビューの場となり（史料②「皇太子始加礼服・拝朝。」）、歴史的に意義深いものであったことが知られていた。それに加えて、平城宮の一定程度の完成を象徴する意味合いも込められた元日朝賀の舞台の一部として、左京三条一坊一坪の地は機能したのである。この晴れやかな儀式の挙行を目指し、鍛冶工房は撤去され、当該地は広場としての体裁を整えられたと考えられる。

なお、延喜左右衛門府式1大儀条には「又尉率志以下隊於朱雀門外。隊幡二旒、小幡

鍛冶工房は
造宮省
被管力

広場の完成
は和銅7年
以前

冊八旒。（中略）自朱雀門外至于第一坊門傍路、衛士隊之。」とあり、大儀（=元日朝賀・即位礼・外国使節接見）に際しては朱雀門前に数多くの幡が飾り立てられ、衛門尉・志他が隊列し、また朱雀門から第一坊門（=左・右京の三条一坊二・三町間に設けられた門）に至るまで衛士が列立したことが知られる。また、前述した和銅3年（710）の元日朝賀の記事にも「左將軍正五位上大伴宿禰旅人・副將軍從五位下穗積朝臣老、右將軍正五位下佐伯宿禰石湯・副將軍從五位下小野朝臣馬養等、於皇城門外朱雀路東西分頭、陳列騎兵、引隼人・蝦夷等而進。」とあり、その儀場が「皇城門外朱雀路」の空間にまで展開している。元日朝賀における朱雀門前空間の活用が通時代的な現象であったことが看取され¹⁹⁾、この後の朝賀でも左京三条一坊一坪広場は儀場の一部となった可能性が高い²⁰⁾。とりわけ和銅8年（715）正月の時点では平城宮中央区朝堂院は未完成であったとみられており²¹⁾、この時の朝賀では特に朱雀門前の広場空間が重要な役割を担ったことも想像されよう。

D 左京三条一坊一坪広場の構造

屢述のとおり、和銅8年（=靈龜元年、715）正月元日の朝賀が挙行されて以降、平城京左京三条一坊一坪の地は目立った建物等を建設することなく、儀式などを執りおこなうことが可能な広場空間として確保・活用されたとみられる。なお、朱雀大路を挟んだ右京三条一坊一坪については発掘調査範囲が限られており、土地利用状況の詳細は不明である。一方、坪の縁辺部の調査からは左京側と同じく朱雀大路・二条大路沿いに遮蔽施設が設けられていなかったことが判明している。また、東西方向の坪内道路が敷設され、その延長上には朱雀大路の側溝を渡るための橋が架けられていた点も、左京側と同様である。朱雀門前は、左・右京とも直近の一坪分が広場空間として確保され、東西対称の景観を呈していたとみて大過ないであろう。

広場の復元

ここで、一連の発掘調査から判明した広場空間の具体相を確認しておきたい。

既往の調査により、当該坪のうち朱雀大路に面する西辺および二条大路に面する北辺には遮蔽施設がないとされていたが、新たに三条条間北小路に面する南辺も、同じく遮蔽施設を持たないことがあきらかになった²²⁾。東辺のみは調査が及んでおらず未確認だが、四周とも遮蔽施設を持たない開放的な空間であったとみてよいであろう（図141）。

一方、広場のほぼ中軸上には東西方向の坪内道路SF9660が敷設され、坪の敷地はほぼ南北に二等分されていた。道路西端には朱雀大路東側溝をまたぐ橋が架けられ、朱雀大路との行き来が可能となっていた²³⁾。東端は未確認だが、今回の調査では全面に渡って検出されており、坪を東西に貫通していた可能性が高い。南北両側溝の心々間距離は9.2～9.7m、路面幅は8.0～8.9mと、条坊道路である三条条間北小路よりも広い道路幅を誇る。

また、この坪は広場空間であったといっても、構造物がまったく存しない空閑地であった訳ではない。この坪を象徴する構造物が、井戸SE9650である。

特異な井戸

この井戸SE9650は上下2段に分かれ、上段井戸枠は土居枠に立てた隅柱に板を落とし込んだ正方形横板組で、下段井戸枠は6本の井戸柱に7段の横板（井戸板）を落とし込んだ六角形横板組である。上段井戸枠は四角形、下段井戸枠は六角形を呈し、上段井戸枠の土居枠と下段井戸枠の横板の間隙には拳大の礫を敷いて丁寧に化粧面をつくる。井戸SE9650の規模は上段井戸枠が一辺約2.4m、下段井戸枠は一辺約1.1m（対辺長約1.8m）と大規模で、上段井戸枠の

規模で比較すると、内裏の井戸SE7900A・B（一辺1.6～1.7m）や東院の井戸SE3230（一辺約2.1m）を凌駕し、造酒司の井戸SE3049（一辺約2.8m）よりは小さい。このように、相応の規模を有する点、下段井戸枠が六角形という特異な形状を用いる点、礫を用いて化粧面を丁寧に仕上げしている点など考慮すると、非常に象徴的な性格を有していると判断される。その具体的な用途等は詳らかにし得ないが、その特徴を考慮するとこの井戸が当該地で執りおこなわれた儀式の中で一定の役割を果たしたこと、充分想定されるであろう。

さらに、坪の南端付近で検出した東西棟建物SB10045は北廂を有し、坪内に向けて建てられていることがあきらかである。坪の東北隅付近でも、東西棟建物SB9900・SB10555や南北棟建物SB10560・10561が、あたかも坪の縁に沿うようにL字型に配される。縁辺部を中心に少数の建物を計画的に配置した様相が看取されよう。井戸SE9650と同じく、これらの建物も当該地でおこなわれた各種儀式などで利用されたと想定される（第VI章 図137～139）。また、これらの建物や、左京三条一坊北辺で確認された重複する建物群を、儀式の際に建てられた仮設の建物ないし帳舎と想定することも可能である。いずれにしても、当該地は儀式の際に積極的に活用されていた空間であった可能性が高い。

第491次調査では、坪の西南部で複数の土器が埋納された土坑SK10050を検出した。検出地点が坪の中央付近など特定の意味を類推しうる位置にない点がやや気になるものの、複数の土師器皿が土師器甕の内部におさめられていた可能性がうかがわれる土器の出土状況から、SK10050は地鎮祭祀関連遺構と解される²⁴⁾。検出面はこの坪が広場であった時期に対応する整地土の上面にあたり、当該地を広場へと改変する造成の過程で地鎮祭祀が執行されたとも推察される。

以上のような広場空間としての左京三条一坊一坪の土地利用は、概ね奈良時代を通じて存続したと考えられる。井戸SE9650出土の木製曲物底板についての年輪年代学的検討では、現存

地鎮祭祀
関連遺構

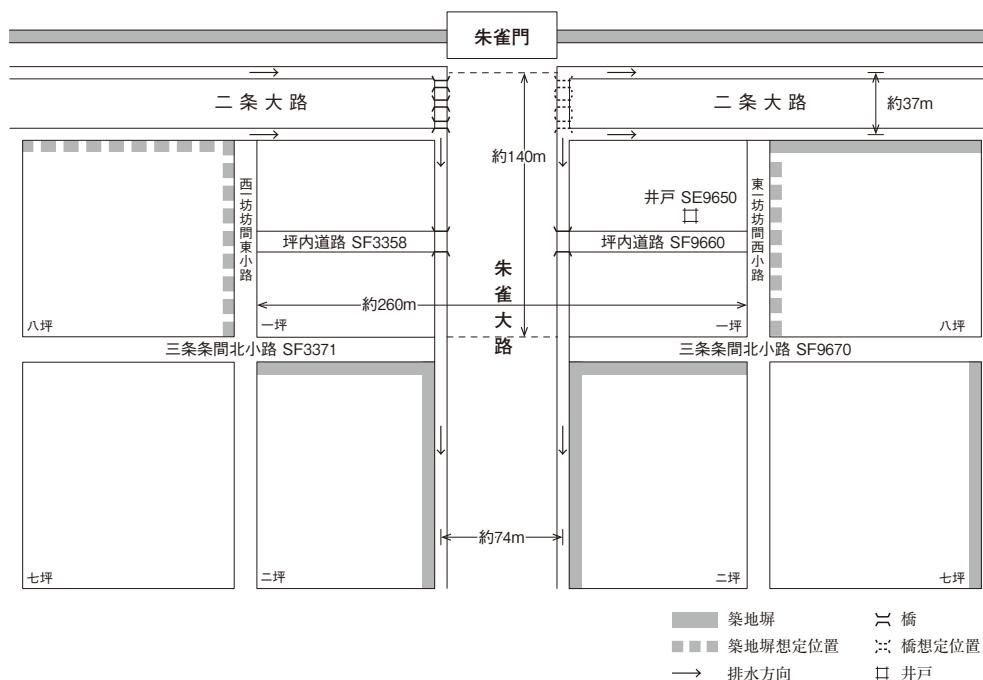


図141 朱雀門前広場の復元模式図 1:4000

最外層の年代が西暦776年（宝亀7年）との計測結果を得た²⁵⁾。これは、SE9650の埋没がほぼ延暦3年（784）の長岡京遷都²⁶⁾前後まで降ることを意味し、ひいてはこの坪が奈良時代を通じて広場として機能していた可能性を示唆するものである。伴出した土器や瓦の年代観も、SE9650の埋没が奈良時代後半～末に降るとみて矛盾はない²⁷⁾。

井戸の廃絶年代

一方、SE9650からは60点あまりの木簡も出土しており、唯一年紀を有する木簡3には「天平二年」（730）と記されている。ただし、木簡3は豊前国から進上された「郡稻未納帳」の軸であり、帳簿の作成・進上から軸の廃棄までには一定の期間が見込まれるため、「天平二年」は井戸廃絶の上限を示すものの、その時期を直接に指し示すものではない。諸国進上公文としての帳簿は相当程度の長期間にわたって保管（あるいは死蔵）されることもあったとみられるため、井戸廃絶の年代観としては、他の遺物から得られた知見に従うべきであろう²⁸⁾。

なお、坪東北隅付近に位置する前述の東西棟建物SB9900・10555と南北棟建物SB10560・10561とはそれぞれ重複しており、規模や構造が似通った複数の建物がほぼ同位置で建て替えられていた様子が認められる。これも、広場の存続期間を長く見積もるのに有利な徵証といえよう。

ただし、周知のとおり第一次大極殿は恭仁京遷都にともない恭仁宮に移築され²⁹⁾、平城京遷都後は東区に新たな大極殿が建設された。それにともなって平城宮の実質的な中軸も、北から第一次大極殿院-朝堂院-朱雀門と並ぶ中央区から、北から内裏-第二次大極殿院-朝堂院-朝集院-壬生門と連なる東区へと移行したことが想定される³⁰⁾。仮にこの坪の広場としての利用が奈良時代を通じて継続したとしても、相次ぐ遷都を経た奈良時代後半期にはその位置付けが相対的に低下していた可能性を念頭に置くべきであろう。

E 左京三条一坊一坪広場の性格と管理

前述のように、左・右京三条一坊一坪は四周に遮蔽施設（築地塀）を持たなかつたとみられる。この事実は、この土地の性格や意義を考える際に重要な鍵となる。

平安京の場合

平安京朱雀大路の東西には基底幅が6尺にもなる築垣（築地塀）が設けられていたが³¹⁾、これは特に「坊城垣」と呼称され、その維持・管理は官によりおこなわれるのが原則であり、またそれを専門とする修理左右坊城使が置かれていた³²⁾。さらに、延喜左右京職式19大路建門屋条や同彈正台式146門屋条によると、他の大路では三位以上および四位の参議は大路に向かって門屋を建てることが許され、また薨卒後の子孫への継承も認められていたが、朱雀大路沿いの坊城垣のみは門を開くことが禁じられていた³³⁾。朱雀大路に面する敷地を有した大学寮や東西の鴻臚館なども、正門は朱雀大路を避けて設けられていたようである³⁴⁾。

平城京の様相

平城京での実態は平安京ほど詳らかではないが、岸俊男によれば、遺存地割からは平城京でも坊城垣を特別に整備していた様相が看取される³⁵⁾。また、『続日本紀』天平3年（731）9月戊申（2日）条では、延喜式では認められていた大路に面する門の子孫への継承が禁じられている³⁶⁾。以上から、平安京での規定とは内容面に若干の相違も認められるものの、坊城垣に対する官の管理や規制という基本方針は平城京でも共通していたと推察される。今泉隆雄が強調するように³⁷⁾、実用性からはかけ離れた広大な路幅を誇り、東西の坊城垣で他の一般街区とは懸隔される景観を維持するために特別な管理体制が取られていた朱雀大路の意義は、政治的

都市である都城の性格を象徴的に示し、国内・外双方に向けて律令国家の国家としての威容を誇示することにあった。また、平安京の朱雀大路では種々の儀式などが執りおこなわれ、それ自体が一種の広場として機能したことも指摘される。

上記を念頭に置くとき、平城京左・右京三条一坊一坪広場の性格や意義も鮮明になろう。平城京では、羅城門から北に向かって朱雀大路の東西を延びゆく坊城垣が、三条条間北小路に至ると左・右京三条一坊二坪の北辺に沿って東西に折れ、それにより視界が一気に開け、朱雀門前には朱雀大路の道幅をはるかに超える東西総長約260m（図141）の広場が出現する、という景観を有していたのである。これは、左・右京三条一坊一坪が朱雀大路と基本性格を共有し、その延長空間として設定されたことを端的に示す。朱雀大路と（あるいは二条大路とも）一体的に機能させることを意図した特殊空間として左・右京三条一坊一坪の地は確保され、また奈良時代を通じて維持されたのである。

広 場 の
東西総長は
約 260 m

一方、朱雀大路の東西両側溝は坊城垣に沿わず、朱雀大路と左・右京三条一坊一坪との間も北から南に貫流していた事実にも、同様に注意を払わねばならない³⁸⁾。左・右京三条一坊一坪広場は、側溝により朱雀大路の路面空間とは切り離され、坪内道路と側溝に架けられた橋が朱雀大路との連絡機能を担っていた。左・右京三条一坊一坪広場は、やはり朱雀大路そのものとは一定程度区別されていたのであり、それに準ずる位置付けを与えられていたと理解すべきであろう。次項では朱雀門前広場でおこなわれた（あるいはその可能性がある）儀式について述べるが、以上からは、左・右京三条一坊一坪広場は必ずしもメインの儀場としてではなく、いわばバックヤード的な空間として用いられることもあったとの想定も、常に念頭に置いておく必要がある。

朱雀大路（および二条大路）に準ずる特殊空間と位置付けられた左・右京三条一坊一坪広場の維持・管理は、左・右京職がそれぞれ担当したと考えられる。養老職員令66左京職条は、京職の職掌のひとつとして「道橋」を挙げる。また、本条をはじめとする諸令各条を検討した市川理恵は、特に国司の職掌と対比しつつ、京職の職掌のひとつとして「京の管理・運営」を抽出した³⁹⁾。生島修平も、『続日本紀』和銅元年（708）2月戊寅（15日）条（いわゆる平城遷都詔）での表現などから職員令の「道橋」を京内公共物一般と理解し、舞台装置としての都城の莊嚴化、あるいは京住人の生活基盤造成のための京内公共物の維持・管理が京職の重要な役割であったことを指摘している⁴⁰⁾。上述した左・右京三条一坊一坪広場の性格に照らせば、それを京職の管理対象とみなすのに支障はないであろう。さらに、井戸SE9650からは「四条」「八条」（木簡1）、「六条四坊」（木簡2）と異なる複数の条に関する記述を含む木簡が出土しており、この広場に京職の関与が及んでいたことを裏付ける。

広場の管理
は 左・
右 京 職

F 左京三条一坊一坪広場の利用形態

つづいて、左京三条一坊一坪広場を含む朱雀門前周辺でおこなわれた（あるいはその可能性がある）儀式等について考える。

歌垣 朱雀門前周辺で執りおこなわれた儀式として、確実に知られるのは2例に留まる。ひとつは前述した和銅8年（=靈龜元年、715）正月の元日朝賀（史料②）、もうひとつは天平6年（734）の歌垣である。

【史料③】『続日本紀』天平6年2月癸巳朔条

天皇御_一朱雀門_一、覧_一歌垣_一。男女二百卅餘人、五品已上有_一風流_一者、皆交_一雜其中_一。正四位下長田王、從四位下栗栖王・門部王、從五位下野中王等為_レ頭。以_一本末_一唱和、為_一難波曲・倭部曲・浅茅原曲・広瀬曲・八裳刺曲之音_一。令_一都中士女縱觀_一。極_レ歎而罷。賜_レ奉_一歌垣_一男女等祿_一有_レ差。

歌垣とは男女が集まり相互に掛け合歌を歌って求愛する習俗から発した行事とされ、史料③は中国の「踏歌」の習俗と混じて宮廷化したものとされる⁴¹⁾。有位者のみならず都中の士女に縦に観覧させたという儀式の在り様は、朱雀門前という立地で挙行されるに相応しいと評する。また、参加者だけでも240人以上、観覧者を含めればさらに多数の人間が集う場として、広大な幅を誇る朱雀大路・二条大路に加え東西に並ぶ二坪分の土地が確保された朱雀門前の広場は格好の舞台となつたであろう。なお、『続日本紀』宝亀元年（770）3月辛卯（28日）条にも歌垣の記録が残り（会場は記されない）、他には大和國の海柘榴市⁴²⁾や常陸國筑波山⁴³⁾、肥前國杵島山⁴⁴⁾などでおこなわれた例が知られる。

相撲 また、正史等に記録は残らないが、第478次調査で井戸SE9650から「右相撲□」や「撲司」と記された墨書土器が出土したことにより、左京三条一坊一坪広場で相撲が催された可能性が浮上した。

相撲は諸国から貢上された相撲人が天皇の御前で相撲を取る行事で、9世紀末頃までは中納言・参議・侍従から編成された左右の相撲司が相撲人とともに奉仕する相撲節としておこなわれたが、以降は簡略化が進み、近衛府だけが奉仕しておこなわれる相撲召合へと変化していった。また、召合の日取りも当初は7月7日であったが、平安時代中期以降は7月28日（小月は27日）に定着する。

変遷の大きさゆえ、奈良時代の相撲の実態は不明な部分が多いが、『続日本紀』には大蔵省での相撲開催が記録されている⁴⁵⁾。一方、平安時代前～中期の様相の反映とみられるものではあるが、『宇治拾遺物語』第31（巻2-13）「成村、強力の学士にあふ事」には諸国から上京した相撲人たちが朱雀門に参集する様子が描かれ、朱雀門前広場と相撲との関係性を示唆する。式次第が固まり切つていなかった奈良時代の相撲の場のひとつとして、左京三条一坊一坪を含む朱雀門前広場を想定することもできるかもしれない。

獵騎・射騎 さらに当該地では、後に端午節会として次第が整えられてゆく儀式の前身・原形となる「獵騎」や「射騎」がおこなわれた可能性がある。

【史料④】『続日本紀』神亀元年（724）5月癸亥（5日）条

天皇御_一重閣中門_一、觀_一獵騎_一。一品已下至_一無位豪富家_一、及左右京・五畿内・近江等國郡司并子弟・兵士、庶民勇健堪_一裝飾_一者、悉令_レ奉_一獵騎事_一。士已上普賜_レ祿有_レ差。

【史料⑤】『続日本紀』宝亀8年（777）5月丁巳（7日）条

天皇御_一重閣門_一、觀_一射騎_一。召_一渤海使史都蒙等_一、亦會_一射場_一。令_一五位已上進_一裝馬及走馬_一。作_一田獵於儻台_一。蕃客亦奏_一本国之樂_一。事畢、賜_一大使都蒙已下綵帛_一。各有_レ差。

この史料④・⑤にみえる「重閣中門」「重閣門」については、それを朱雀門、朝堂院南門、大極殿院南門（大極門）にあてる説が鼎立し、決着をみない⁴⁶⁾。ここでも断定は控えるが、朱

雀門説に立つ吉川 聰の論考⁴⁷⁾には相応の説得力が認められ、「重閣門」を朱雀門に比定することも充分に可能と考える。特に史料④のような庶民までを含めた多様かつ大人数の儀式への参加の様子は、朱雀門前でおこなわれたことが確実な天平6年（734）の歌垣（史料③）の様相と軌を一にするものであることも指摘できる。

7・8世紀の端午節会（その前身を含む）を通覧すると、薬猟に淵源を持つことや騎射・走馬をともなうという特徴からか、「菟田野」⁴⁸⁾、「羽田」⁴⁹⁾、「河内国依網屯倉前」⁵⁰⁾といった遠隔地、あるいは「蒲生野」⁵¹⁾、「山科野」⁵²⁾、「（菟原離宮の）南野」⁵³⁾、「松林」「北松林」⁵⁴⁾など京外の野地や苑池での開催が目立つ。一方、天平13年（741）には恭仁京内の可能性もある「河（=木津川）南」⁵⁵⁾での、天平19年（747）には平城宮東院地区に比定されることもある「南苑」⁵⁶⁾での開催が認められ、平安京遷都後の延暦14年（795）からは大内裏内の馬埒殿での開催が定着した⁵⁷⁾。なお、「西小殿」⁵⁸⁾や「内裏」⁵⁹⁾での開催もあるが、これらの際は饗宴や田儻のみが催され、騎射や走馬はおこなわれていない。以上の全体的な傾向と変遷からは、8世紀段階の端午節会の開催場所として、京内の一等地にありながら広大な面積を誇る朱雀門前広場は相応しいとも評価できる。あるいは「重閣門」=朱雀門説を補強する傍証ともなるかもしれない。

大 祓 6月と12月の晦日におこなわれる大祓でも、この坪が儀場の一部として用いられた可能性がある。『儀式』第五・大祓儀や延喜太政官式75大祓条・同四時祭式上29大祓条では、朱雀門やその前面の二条大路にて大祓をおこなうと規定されるからである。やや煩雑になるが、以下、その妥当性を探ってみたい。

延喜式ほかの規定から、平安京では朱雀門周辺で大祓が執りおこなわれたことが知られるが、前述のように初期平安京の左京三条一坊一・二・七・八町は大学寮の敷地となっていたから、儀場は二条大路（および朱雀大路）の路面の範囲に収まっていたとみなければならない。また、養老神祇令18大祓条は「聚_集祓所_」とし儀場を明記しないから、そもそも朱雀門周辺での開催がどこまで遡るかも検討が必要である。ここで『本朝月令』六月晦日大祓事所引の弘仁太政官式逸文を参照すると、延喜太政官式75大祓条が「大臣以下五位以上、就_朱雀門_。」とするところが、弘仁式では「大臣以下五位以上、就_幄下座_。」となっている。さらに、同じく『本朝月令』の六月十一日神今食祭事所引の貞觀太政官式逸文には「今案、立_幄停止。〈見_式部式_。〉」とあり、貞觀式とほぼ同時に成立したと考えられる『儀式』には「所司設_座於朱雀門并東西杖舍_。大臣以下五位以上壇上」云々と規定される。彼是を勘案すると、9世紀前半には屋外の某所に「幄」を立てて座としていたものが9世紀中頃に朱雀門（=屋内）に座を設けるように変化し、それが貞觀式および『儀式』に反映された、とみることができよう。

加えて『法曹類林』卷二百・公務八収載の「勘_式部執申大祓行立_事」中の「式部文」に目を向けると、「其日平旦、大藏・木工・掃部、帳幄鋪設。於_大伴壬生二門間大路_各有_常儀_。」とあり、その場が朱雀門から壬生門にかけての二条大路上であったことがわかる。この「勘_式部執申大祓行立_事」は弘仁式成立以前の弘仁5年（814）6月3日の日付を有するため式部省単独の式の類と考えられ、この規定が奈良時代に遡る可能性は高い。実際、平城第122次調査では壬生門前の二条大路北側溝SD1250から天平年間の年紀を有する木簡とともに200点以上の人形が一括して出土しており、奈良時代における大祓の様相を反映するとされる⁶⁰⁾。以上から、奈良時代の大祓は朱雀門からはやや隔たった場所で催されており、左京三条

端午節会

大祓の様相
を示す木簡
や人形

一坊一坪の広場は積極的には利用されなかつた、あるいは仮に用いられたとしてもバックヤード的な用途に留まり、主たる儀場とはならなかつたとみるべきである。

一方、朱雀門と壬生門との間というやや〈中途半端な〉地点を儀場とするのは、恭仁京他への遷都を契機に平城宮の中軸が実質的に中央区から東区へと移行したことを反映した現象、との解釈もあり得よう。直接の根拠はないが、天平12年（740）以前の大祓は朱雀門界隈でおこなわれていたものが奈良時代後半にその場をやや東に移し、9世紀中葉に至って旧に復したとの憶測も、まったく由なきことではないかもしれない。仮にこの想定に従うならば、特に奈良時代前半においては、やはり何らかのかたちで左京三条一坊一坪の広場が利用された可能性も高くなろう。なお、二条大路北側溝SD1250出土の人形は共伴木簡の年紀や遺構の状況から恭仁京遷都以前の天平年間前半（729～740頃）の遺物である可能性が高いとされるが、SD1250の規模や流れの向きを考慮すれば人形が朱雀門周辺から壬生門前まで流れ着く可能性は充分見込まれ、上記の想定に抵触はしないと考える。

大儺 大祓と同様、毎年12月晦日におこなわれる大儺（追儺）でも左京三条一坊一坪の広場が用いられた可能性がある。日本での大儺の初見は『続日本紀』慶雲3年（706）是年条とされ、

土牛 また大儺で用いられる「土牛」が宮城門のひとつである的門に置かれていたことも知られることがから⁶¹⁾、大儺は奈良時代を通じておこなわれていたとみてよいだろう。

延喜大舎人寮式14追儺条には「陰陽寮儺祭畢、親王已下執_レ桃弓・葦箭・桃杖_レ儺_レ出宮城四門_レ、〈東陽明門、南朱雀門、西殷富門、北達智門、〉」とあり、疫鬼を追い出す門のひとつとして朱雀門がみえる。また、『内裏式』中巻・十二月大儺式にも「以逐_レ惡鬼_レ各出_レ四門_レ〈方相出_レ北門_レ〉。至_レ宮城門外_レ京職接引鼓譟而逐至_レ郭外_レ而止」がある。一方、『儀式』第十・十二月大儺儀には「出_レ自_レ十二門_レ付_レ京職_レ。」とある。平安宮では上東・上西両門が加わり宮城門が計14となったことに鑑みれば、『儀式』の記述は奈良時代以来の古式を保存しており、また前述の的門に「土牛」が置かれていた事実と対応するとも考えられるかもしれない。さらに、『内裏式』『儀式』とも宮城門外にて疫鬼の追逐を引き継ぐのを京職とする点も注目される。既述のとおり、朱雀門前広場には京職の管理が及んでいた様子が看取され、この大儺においても、大祓での想定と類似の空間利用がなされていたと考える余地も見込まれよう。

G 左京三条一坊一坪広場の終焉

延暦3年（784）に都は平城京から長岡京へと遷り⁶²⁾、さらに延暦13年（794）には平安京へと遷都された⁶³⁾。その後、大同5年（=弘仁元年、810）のいわゆる平城太上天皇の変までは平城京が再び都となる可能性も皆無ではなかつたと考えられるが、変により還都の可能性は完全に潰え、平城宮・京はゆっくりと都としての姿を喪失してゆく⁶⁴⁾。

延暦10年（791）、平城宮の諸門が長岡宮へと移築された。

【史料⑥】『続日本紀』延暦10年9月甲戌（16日）条

仰_レ越前・丹波・但馬・播磨・美作・備前・阿波・伊予等国_レ、壞_レ運平城宮諸門_レ、
以移_レ作長岡宮_レ矣。

ここにみえる越前以下の8箇国が『拾芥抄』宮城部所引或書にみえる平安宮宮城門の造営担当国と一致することから、史料⑥の「平城宮諸門」は朱雀門を含む宮城門であったと推定さ

れている⁶⁵⁾。朱雀門の長岡宮への移築は、平城京左京三条一坊一坪広場の終焉を考える際にもひとつの指標となろう。

朱雀門の
移築・
広場の終焉

前述のように、広場を象徴する構造物である井戸SE9650の埋め立ては長岡京遷都前後まで降るとみられ、あるいは朱雀門の移築と軌を一にするものかもしれない。坪内道路SF9660は朱雀大路東側溝SD9920とともにその後もしばらく存続していたようであるが⁶⁶⁾、SE9650の廃絶は、左京三条一坊一坪の広場空間としての機能の消滅を意味するとも捉えられる。

その後、『日本三代実録』には平城京の「道路」の田地化を語る著名な記事がある。

【史料⑦】『日本三代実録』貞觀 6 年 (864) 11月 7 日庚寅条

先レ是、大和国言、平城旧京、其東添上郡、西添下郡。和銅三年遷レ自_レ古京_二、都_二於平城_一。於レ是、両郡自為_レ都邑_一。延暦七年遷_レ都長岡_一。其後七十七年、都城道路、
(衍カ)變為_レ舊田畝_一。内藏寮田百六十町。其外私竊墾開、往々有_レ數。望請収公、令_レ輸_二其租_一。許_レ之。

ここには「都城道路」とあるのみで、条坊道路のうちどれが、どの程度田地化していたなどの詳細は不明である。だが、平城京内で最大の道幅を誇る朱雀大路は田地化に適していたとも想像され、朱雀門前の北端付近にも一定の開墾が及んでいた可能性は充分想定されよう。一方、朱雀大路東側溝SD9920や坪内道路の南北両側溝SD9661・SD9662は比較的長く、10世紀初頭頃までは存続した可能性が指摘されている⁶⁷⁾。仮に左京三条一坊一坪付近まで開墾が及んでいたとすれば、これら遺存した道路側溝は、あるいは田地への引水などにも利用されたかもしれない。

朱雀大路の
田地化

朱雀大路東側溝などの埋没が想定されている時期に近い、9世紀最末の朱雀門周辺の様相を垣間見せてくれる史料がある。

【史料⑧】『扶桑略記』昌泰元年 (898) 10月23日条

早朝進発。枉_レ道過_二法華寺_一。礼_レ仏捨_二綿二百屯_一。上皇出入往反、巡_二覽寺中_一。毎_レ見_二破壞之堂舍_一、彈指歎息。出_二寺門_一、至_二旧宮重閣門所_一。路傍有_二酒醴果子_一。往々生_レ炭、不_レ見_二一人_一。群臣不_レ問_二其主_一、任_レ意飲喫。或人曰、此物大安寺別當僧安奚聞_二右大将来_一、所_二相待_一也。乍見_二御駕_一、僻易迷惑、隱_二伏草中_一矣。(以下略)

宇多上皇の
吉野宮滝
行幸

宇多上皇が吉野の宮滝に行幸する道中の記録であり、菅原道真の文章を抄出したものである。法華寺からのルートや平安時代における「重閣門」の用法を考慮すると、史料⑧の「重閣門」は朱雀門を指す可能性が高い⁶⁸⁾。すると、群臣が道端に置かれた酒や果物を飲食したという場所も、あるいは元の左京三条一坊一坪の地、少なくともそのごく近傍とみてよいだろう。

史料⑧には「路傍」とあり、この時期の朱雀門周辺にも何らかの道路が通っていたことが知られるが、先にみたように史料⑦では平城京の「道路」が「田畝」と化していたと語られており、条坊道路としての面影をどれほど留めていたかは不明である。また、人間が「隱_二伏草中_一」ことができる程度には草が生い茂っていた様子も認められる。徐々に都としての姿を失いつつある、平城旧京の姿を偲ばせよう。

H おわりに

今回の一連の発掘調査の成果に、文献資料から得られる知見を加味しつつ、平城京左京三条

一坊一坪の位置付けや土地利用の在り方とその変遷を辿ってきた。最後に、これまでの行論を振り返りつつまとめておく。

この地の周辺には前代に築かれた古墳が所在し、またすぐ西側には下ッ道が敷設された交通の要衝であった。さらに、平城京造営により消滅したかと推測される倭（大和）国所布（添）評大野里の里家（五十戸家）が近傍に所在する、里の中心地であった可能性もある。

平城京の造営に際しては、造平城京司が担った土木工事の過程で古墳の墳丘が削平され、周濠も埋め立てられた。今回の調査で確認した古墳SZ10415の破壊は、そのような都づくりのプロセスを語る史料①に対応し、造平城京司の活発な活動の一端を物語る。さらに、遷都前後の1時期のみであるが、左京三条一坊一坪のうち、特に朱雀門に近い場所には大規模な鍛冶工房が営まれ、小型の鉄製品を製造していた。この工房がどの官司に当たるかは確定しがたいが、遷都前後の短期間のみの操業であったことや、造られた製品が宮内の殿舎建造に用いられたとみられる釘などと推定されることなどから、宮の造営を担った造宮省、正確にはその被管の現業部門の可能性が高いとの理解を提示した。

この鍛冶工房は、首皇太子（後の聖武天皇）のデビューの舞台かつ平城宮の実質的なお披露目の場となった和銅8年（=靈龜元年、715）の元日朝賀（史料②）に先立ち操業を停止し、整地され、左京三条一坊一坪は大儀たる元日朝賀の儀場の一部ともなりうる広場へと造り替えられた。そこには特異な構造を有する井戸SE9650が設けられ、また坪内道路SF9660が敷設された。広場としての機能を阻害しない坪縁辺部には少数の掘立柱建物も建てられており、儀式の中で何らかの役割を担ったとみられる。

この広場で挙行された儀式の類としては、上の元日朝賀に加え、天平6年（734）の歌垣が知られる（史料③）。確実なのはこの2例のみであるが、発掘調査の成果により、この地で相撲が催されていた可能性が出来た。また、端午節会の前身である獵騎や射騎がおこなわれたことも考えられ（史料④・⑤）、大祓や大儺においても何らかのかたちでこの広場が利用された可能性があることを指摘した。その情景を充分に具現化したとは言い難いが、左京三条一坊一坪の土地利用の様相を、一定程度垣間見ることができたかと思う。

出土遺物の年代観から井戸SE9650の廃絶は長岡京遷都前後まで降るとみられ、広場としての左京三条一坊一坪も奈良時代を通じて存続・機能したと考えられる。ただし、平城太上天皇の変により平城京還都の可能性は潰え、その後は徐々に都としての姿を喪失していった。特に9世紀後半には平城京の「道路」が田地と化しゆく様が記録され（史料⑦）、この変化が朱雀門前の左京三条一坊一坪周辺にも及んでいた可能性も考えられる。そして、9世紀末には鄙びて草生す朱雀門跡周辺の情景が偲ばれ（史料⑧）、最後に残った朱雀大路の側溝なども、この頃埋没していったとみられる。10世紀以降、都城としての平城京はその役割を終え、左京三条一坊一坪も田畠などへと姿を変えていったのだろう。

以上のように、平城京左京三条一坊一坪は、平城京の夜明け前から宮・京の造営期、平城宮の（実質的な）落成式とその後の奈良時代全期、そして平城京の終焉と田地化にまで及ぶ歴史のダイナミズムを、鮮やかに映し出す土地であったと評価されるのである⁶⁹⁾。

なお、平城宮の西面中央に位置する佐伯門前の発掘調査成果と朱雀門前の様相との比較検討から、平城京では朱雀門以外の宮城門に接する坪も広場的な空間として確保され、同様の管理

や利用がなされていたのではないか、との見解も提唱されている⁷⁰⁾。前述のように奈良時代の大饗では宮城十二門すべてが儀場として用いられていた可能性があり、魅力的な仮説と評しうる。一方、現状では本格的な発掘調査が朱雀・佐伯両門前に限られており、その是非は他門周辺における発掘調査の成果を待たねばならない。また、藤原京・長岡京・平安京など、前後の都城でのあり方との比較も求められよう。今後の研究の進展に期待しつつ、本稿が幾許かでもそれに資することを願う。

註

- 1) 角田文衛総監修、財団法人古代学協会・古代学研究所編集、財団法人京都市埋蔵文化財研究所編集協力『平安京提要』角川書店、1994年を参照。
- 2) 奈文研編『平城宮木簡二』(1975年) 1928号木簡。
- 3) 奈文研編『平城宮出土墨書土器集成 I』(1983年) 79~81号墨書土器。なお、78号墨書土器には「五十家」と記される。
- 4) 奈良県教育委員会編『藤原宮』(1969年) 22号木簡。また、木簡学会編『日本古代木簡選』岩波書店、1990年、奈文研編『評制下荷札木簡集成』2006年にも、それぞれ39号木簡、3号木簡として掲載。
- 5) 奈文研編『平城宮木簡二』(註2前掲)解説、館野和己「関津道路における交通検察」『日本古代の交通と社会』塙書房、1998年(原形初出は1984年)、浅野啓介「古代国家の地方末端機構」(『続日本紀研究』358、2005年)。
- 6) 丹羽崇史・番光・芝康次郎・庄田慎矢・浦蓉子ほか「平城京朱雀門周辺・朱雀大路・二条大路の調査 - 第552次・第566次・第577次・第578次」『紀要2017』。
- 7) 平城京遷都の過程に関する論考は多く存するが、例えば鎌田元一「平城遷都と慶雲三年格」『律令公民制の研究』塙書房、2001年(初出は1989年)などを参照。
- 8) 『続日本紀』同月丙午(13日)条。この記事は、実質的な造宮省の創設を意味すると解される。
- 9) 『続日本紀』同月戊子(30日)条「以正四位上阿倍朝臣宿奈麻呂・從四位下多治比真人池守・為造平城京司長官。從五位下中臣朝臣人足・小野朝臣広人・小野朝臣馬養等為次官。從五位下坂上忌寸忍熊為大匠。判官七人、主典四人。」このうち、坂上忍熊が就いた「大匠」については後述する。
- 10) 『続日本紀』同月辛酉(10日)条。
- 11) この問題については、山本祥隆「都をつくる、寺をつくる - 造平城京司と造興福寺仏殿司についての覚書 - 」館野和己編『日本古代のみやこを探る』勉誠出版、2015年も参照。
- 12) 『日本書紀』持統天皇7年(693)2月己巳(10日)条「詔造京司衣縫王等、収所掘戸。」
- 13) 前述の造平城京司創設記事(『続日本紀』和銅元年(708)9月戊子(30日)条、註9前掲)からは造平城京司に「大匠」が配されたことが知られるが、この「大匠」は『日本書紀』白雉元年(650)10月条の「即遣將作大匠荒田井直比羅夫、立宮堺標。」から測量関係の技術者と推察される。
- 14) 当該工房については、宮内省被管の鍛冶司に比定する見解も存する(小池伸彦「平城京左京三条一坊一坪の組織的鍛冶工房について」『たたら研究』53、2014年。また、同「平城京左京三条一坊一坪出土鍛冶工房跡の調査と平城宮・京の冶金工房」『条里制・古代都市研究』30、2015年も参照)。可能性としては認められるものの、これが「現在のところ何ら考古学的確証を得られていない」(小池伸彦「平城京左京三条一坊一坪の組織的鍛冶工房について」[前掲]88頁)想定に留まることも事実である。また、長期に渡る存続と活動が見込まれる令内官司を、宮外かつ朱雀門前という一等地に、さらに後には儀式空間ともなる広場として活用されてゆく地にごく短期間のみ設置したとの想定にも違和感を覚える。遷都前後の数年間に限定される臨時的な操業という事実を重視すれば、やはり平城宮・京の造営事業の中で当該工房の存在を理解する方が適当ではなかろうか。
- 15) 『続日本紀』同年正月壬子朔条。
- 16) 小澤毅「平城宮中央区大極殿地域の建築平面」『日本古代宮都構造の研究』青木書店、2003年(初出は1993年)。

- 17) 奈文研編『平城宮木簡七』(2010年) 11286号木簡。
- 18) 渡辺晃宏『平城宮第一次大極殿の成立』『紀要2003』。また、渡辺晃宏『平城京一三〇〇年「全検証』柏書房、2010年も参照。なお、後述のようにこの時点でも平城宮には未完成の区画や施設が多く残されていたとみられるが、平城宮の中心たる第一次大極殿院の完成をもって、象徴的に平城宮の一定程度の完成に見立てたとの想定も、充分可能と考える。
- 19) 『令集解』儀制令13儀戈条古記にも「問。儀戈、節会之日令レ取以不。答。元日於レ朱雀一陳一列飾馬一許。立レ藤原左右（「左」は衍字か）大臣儀戈一。奏聞自レ兵庫一下充。還上者不レ知也。」とある。
- 20) ただし、奈良時代後半、東区の第二次大極殿院が朝賀の場となって以降は、基本的にはその役割を壬生門とその前面の空間に譲ったと考えられよう。
- 21) この時点での中央区朝堂院は第一次の整地が施された段階に留まり、朝堂は未建設であったとされる（岩永省三「平城宮」古代都城研究集会実行委員会編『古代都城の儀礼空間と構造』奈文研、1996年。また今井晃樹「平城宮の造営過程－長期にわたる建設事業－」奈文研編『藤原から平城へ平城遷都の謎を解く』株式会社クバプロ、2019年も参照）。
- 22) 南隣の二坪の北辺では小穴列SX10080・SX10085を検出しており、築地塀が存した可能性が高い（SX10080・SX10085は築地塀の添柱、または足場穴などである可能性が考えられる）。また、右京側でも二坪の東北隅付近では築地塀の存在が想定されており、東辺では築地塀基底部SA3430が検出されている（前掲註6）。
- 23) 奈良市教育委員会編『史跡 平城京朱雀大路跡－発掘調査・整備事業報告－』奈良市埋蔵文化財調査研究報告第2冊、1999年。
- 24) 第Ⅲ章 3-D参照。山本祥隆・小田裕樹「土器埋納土坑SK10050の屋内調査－第491次」『紀要2016』。
- 25) 詳細は第V章 4を参照。
- 26) 『続日本紀』同年11月戊申（11日）条。
- 27) 第Ⅲ章 3-Dおよび第Ⅳ章 1・2を参照。
- 28) 第Ⅳ章 4参照。
- 29) 小澤毅「平城宮中央区大極殿地域の建築平面」（前掲註16）。
- 30) 『続日本紀』天平神護2年（766）5月戊午（4日）条にみえる「中壬生門」との表記は、この現象を反映している可能性がある。
- 31) 延喜左右京職式58京程条。また、延喜木工寮式15築垣条では基底幅6尺の築垣（築地塀）の高さは1丈3尺とされる。
- 32) 岸俊男「難波宮の系譜」・同「平安京と洛陽・長安」いずれも『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年、松原弘宣「修理職についての一研究」『ヒストリア』78、1978年、今泉隆雄「平城京の朱雀大路」『古代宮都の研究』吉川弘文館、1993年ほか。
- 33) 両条の規定は『日本三代実録』貞觀12年（870）12月25日壬寅条にて定められている。なお、このいわゆる「宅門の制」については三上喜孝「唐令から延喜式へ－唐令継受の諸相」大津透編『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社、2008年も参照。
- 34) 今泉隆雄「平城京の朱雀大路」（前掲註32）。
- 35) 岸俊男「難波宮の系譜」（前掲註32）、同「遺存地割・地名による平城京の復原調査」『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年。
- 36) ただし、同条からは同時に、三位以上の高官が坊城垣を含む大路に面した築地塀に宅門を建てること自体は許されていることも知られる。この点は、延喜式制よりも規制が緩くなっているといえる。
- 37) 今泉隆雄「平城京の朱雀大路」（前掲註32）
- 38) 同じく二条大路の南側溝も、左・右京三条一坊一坪の北縁に開削されていた。
- 39) 市川理恵「京職の職掌について」『古代日本の京職と京戸』吉川弘文館、2009年。
- 40) 生島修平「平安時代における京職の特質－「道橋」の維持管理をめぐって－」『続日本紀研究』406、2013年。また、主として平安京朱雀大路に関する考察ではあるが、同「羅城門・朱雀大路の存続と京職」『白山史学』45、2009年でも、朱雀大路の整備を担うのが京職であったことを主張している。
- 41) 『続日本紀 二』新日本古典文学大系13、岩波書店、1990年の補注11-四九を参照。
- 42) 『日本書紀』武烈天皇即位前紀。
- 43) 『常陸國風土記』筑波郡条、『万葉集』卷九・1759番歌。

- 44) 『萬葉集註釈』卷三所引『肥前国風土記』逸文。
- 45) 『続日本紀』天平10年（738）7月癸酉（7日）条。
- 46) 吉川 聰「「重閣門」・朱雀門考」『文化財論叢Ⅲ』奈文研、2002年、山本 崇「史料からみた第一次大極殿院地区」『平城報告XIV』2011年、小澤 肇「平城宮と藤原宮の「重閣門」」『古代宮都と関連遺跡の研究』吉川弘文館、2018年（初出は2012年）など参照。
- 47) 吉川 聰「「重閣門」・朱雀門考」（前掲註46）。
- 48) 『日本書紀』推古天皇19年（611）5月5日条。
- 49) 『日本書紀』推古天皇20年（612）5月5日条。
- 50) 『日本書紀』皇極天皇元年（642）5月己未（5日）条。
- 51) 『日本書紀』天智天皇7年（668）5月5日条。
- 52) 『日本書紀』天智天皇8年（669）5月壬午（5日）条。
- 53) 『続日本紀』神亀4年（727）5月丙子（5日）条。
- 54) 『続日本紀』天平元年（729）5月甲午（5日）条、同7年5月庚申（5日）条。
- 55) 『続日本紀』同年5月乙卯（6日）条。
- 56) 『続日本紀』同年5月庚辰（5日）条。「南苑」を東院地区に比定する論考としては、小澤 肇「宮城の内側」『日本古代宮都構造の研究』青木書店、2003年（初出は1996年）、金子裕之「宮廷と苑池－平城宮にみる嶋の用語－」『文化財論叢Ⅲ』2002年・同「平城宮の園林とその源流」『研究論集XIV 東アジアの古代都城』奈文研、2003年、吉野秋二「神泉苑の誕生」『史林』88-6、2005年、橋本義則「日本古代宮都の禁苑概観」同編『東アジア都城の比較研究』京都大学学術出版会、2011年などがある。一方、吉川 聰「文献資料より見た東院地区と東院庭園」『平城報告XV』2003年は、「南苑」が東院地区に所在したとみるのに否定的な立場をとる。さらに近年、本村充保「平城宮北方における苑池－「松林苑」と「南苑」に関する一考察－」『古代文化』64-1、2012年は「南苑」の所在地を平城宮北方のコナベ古墳周辺とする説を提示している。
- 57) 『類聚国史』卷七十三・歲時四・五月五日。なお、馬埒殿は弘仁9年（818）以降は武徳殿と改称される（『日本紀略』同年4月己卯（26日）条参照）。
- 58) 『日本書紀』天智天皇10年（671）5月辛丑（5日）条。
- 59) 『日本書紀』持統天皇8年（694）5月戊子（6日）条、『続日本紀』天平15年（743）5月癸卯（5日）条。
- 60) 『昭和55平城概報』1981年。
- 61) 『続日本紀』宝亀3年（772）12月乙亥（29日）条。なお、「土牛」は大饗の初見記事である『続日本紀』慶雲3年（706）是年条にもみえる。
- 62) 『続日本紀』同年11月戊申（11日）条。
- 63) 『類聚国史』卷七十八・獻物・同年10月辛酉（22日）条、『日本紀略』同日条。
- 64) 館野和己「平城京その後」門脇禎二編『日本古代国家の展開』上、思文閣出版、1995年・同「平城宮その後」大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質 古代・中世』思文閣出版、1997年ほか参照。
- 65) 小林 清「宮城諸門」『長岡京の新研究 全』比叡書房、1975年。
- 66) 第Ⅲ章3-D参照。
- 67) 奈良市教育委員会編『史跡 平城京朱雀大路跡－発掘調査・整備事業報告－』（前掲註23）。
- 68) 吉川 聰「「重閣門」・朱雀門考」（前掲註46）。なお、重閣門＝大極殿院南門説に立つ小澤 肇「平城宮と藤原宮の「重閣門」」（前掲註46）も、史料⑧を含め、平安時代には「重閣門」が朱雀門を意味していたことは認める。
- 69) ただし、奈良時代を通じて広場として確保・活用された左京三条一坊一坪の利用形態が、何故平安京に継承されなかつたは不明とせざるを得ない。後考に俟ちたい。
- 70) 神野 恵「平城宮周辺の造営工事－佐伯門前と朱雀大路門前の事例から－」奈良女子大学古代学学術研究センター編『都城制研究（11）－日本古代の都城を造る－』2017年。

3 鍛冶遺構

A 飛鳥池遺跡工房および平城宮馬寮工房との比較

ここでは、中央において多数の鍛冶工人を一つの工房ないし覆屋に集結せしめて操業する形態の官営工房－大規模協業方式の工房－の変遷過程についてみるととする。大規模協業方式の工房は、「初期綜合型」官営工房跡である飛鳥池遺跡出土鍛冶工房SX1400を端緒とすると考えられている。また、「単細胞型」官営工房である平城宮馬寮出土鍛冶工房は飛鳥池遺跡鍛冶工房からの発展形とされている。ここでは平城京左京三条一坊一坪出土鍛冶工房と上記二遺跡の鍛冶工房を比較しながら、中央における官営工房の変遷過程について若干の考察を試みることとする。

i 工房覆屋の規模と配置

飛鳥池遺跡出土鍛冶工房 7世紀後葉の飛鳥池遺跡では「入」形に南東から北西へと向かって流れる谷に業種の異なる複数の工房が設置されている。これらは、大きく東の谷工房と西の谷工房とに分かれるが、鍛冶工房は双方の谷に設けられている¹⁾。

東の谷工房 東の谷東岸の工房1に鍛冶工房SX1300・1400が属する。この工房1はほぼ同一の場所で営まれた上層・中層・下層の3工房からなり、下層工房が鋳銅関連工房で上・中層工房が鍛冶工房である。中層の鍛冶工房SX1400の工房建物（覆屋）SB1178（図142）は、桁行8間程度（22.2m）、梁行2～3間（6.2m）の掘立柱建物で、覆屋の面積は137.6m²である。東の谷の鍛冶工房はこの1棟のみである。ここでは133基の炉跡が検出され、船底形の土坑7基が逆L字形に並び、船底形土坑周囲に炉跡や金床跡が配される。こうした検出状況から、各船底形土坑が鍛冶作業単位を表すとみて、基本的には作業単位7基がL字形に並ぶ鍛冶工房と考えられる。しかし、各炉跡は重複が著しく整然とは配列されておらず、建物内に不規則に分布する。結果として覆屋内の炉跡は雑然とした出土状況を呈しており、ここで想定される鍛冶作業単位は必ずしも確立・定形化したものではない。

西の谷工房 一方、東の谷の鍛冶工房から約20m隔てた西の谷西岸の鍛冶工房は、西の谷の3段に分かれる工房テラスの最下段に位置しており、比較的小規模な2棟の工房からなる。工房覆屋（掘立柱建物）SB781は桁行1間（3.2m）、梁行2間（2.4m）、面積7.7m²で、建物内部に小型の鍛冶炉跡4基が検出されたが、炉跡は3基がやや密集して南東部に位置し、他の1基は離れて北西部にある。全体として多数の工人を集約して協業にあたらせる工房とは認められない。炉跡なども整然とした配置を示しておらず、出土状況からは各炉跡が鍛冶作業単位を構成しているとはいはず、むしろSB781がひとつの作業単位を構成していたというべきであろう。もう一つの工房覆屋（掘立柱建物）SB785は桁行2間（5.2m）、梁行2間（3.9m）、面積20.3m²で、南西の妻付近に2基の炉跡がみつかっている。これも大規模協業形式の工房とはいはず、炉跡出土状況からは、各炉跡が鍛冶作業単位を構成しているとはみられず、強いていえばSB785がひとつの作業単位を構成していたとも考えられる。また、SB781とSB785は柱筋を揃えるので、2棟は一体の工房として捉えることもできる。

**2棟の工房
覆屋は一体**

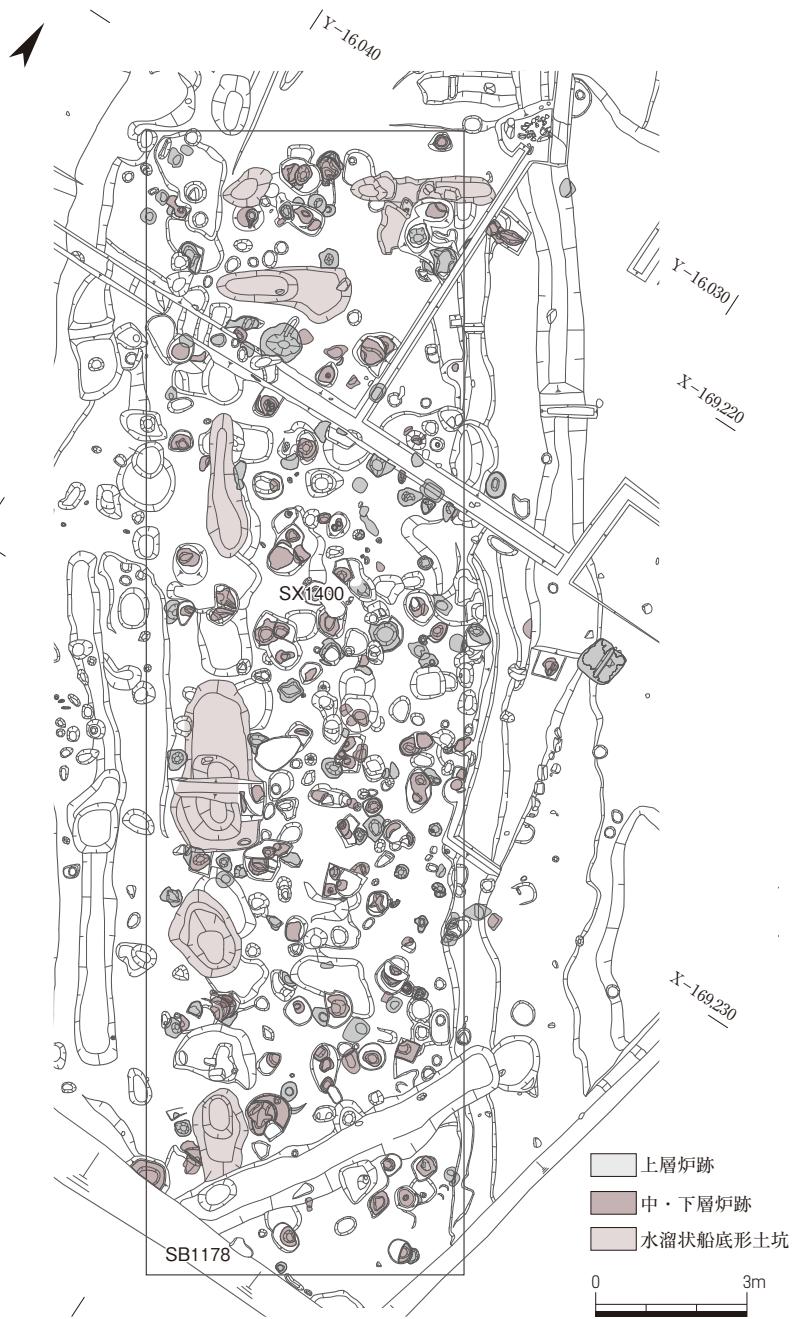


図142 飛鳥池遺跡工房SX1400 1:150

このように飛鳥池遺跡では、多数の鍛冶工人を1棟の覆屋内に集結させる大型工房(137.6m²)と、単独の鍛冶工人が個別の小型工房(7.7m²と20.3m²)を構えて作業をおこなう工房の2種類が認められる。そして、多数の工人が集結した大型工房と小型の個別工房は、同一の工房区域を構成せず、それぞれが独立した工房区域を構成している。多数の工人が集結した工房は、大型の船底形土坑を逆L字形に配置してはいるが、多数の炉跡などは直列せずに雑然とした分布状況を呈し、鍛冶作業単位としての纏まりに欠けている。大型工房では作業単位の位置を固定化して整列するまでには至っておらず、鍛冶工人の独自性が比較的強く、鍛冶工人を作業単位として統括・管理する傾向は未だ弱い。小型の工房は規模や構造がまちまちで規格化されておらず、そこで作業する鍛冶工人の独立性や独自性が強くうかがわれる。

平城宮馬寮出土鍛冶工房 8世紀中葉の馬寮（Ⅲ期）の工房（図143）では、覆屋（SB6360）は桁行9間（18.8m）、梁行3間（5.6m）の掘立柱建物で、覆屋の面積が105.3m²である²⁾。覆屋内部は削平や攪乱が著しく、特に北側3分の1は鍛冶関連遺構がほとんど検出されていない。炉跡は西寄り中央部において底部のみが1基出土。炉跡の東側には礫をともなう土坑が多数重複する状況が看取できる。また、炉跡の西側には不整な楕円形土坑1基が認められる。こうした状況から、楕円形土坑が轍座跡、重複する土坑群が金床跡と仮定し、中央に配置される炉と共に鍛冶作業単位を構成すると、ここでは考えておきたい。本来、この単位が南北に直列していたと考える。不整な楕円形土坑と土坑群の対比から、現状で5単位が想定でき、覆屋全体では8～9単位程度になろうか。1単位のなかの土坑群はさらに東・西の2群に細分できそうである。これは金床（鍛冶作業単位列）の改作を示し、東列から西列へと作業単位全体の改作がおこなわれたのかもしれない。

作業単位は8～9単位 このように平城宮馬寮では、数名程度の鍛冶工人を1棟の中規模（105.3m²）覆屋内に集結させる工房である。そして、この工房は、馬寮という官衙内に計画的に配置されて、大型の塵芥廃棄土坑SK6350とともに馬寮の一角に工房区域を構成している。この工房では、作業単位を南北に直列配置しており、各作業単位は西に轍座、中央に炉、東に金床を設置しており、鍛錬鍛冶工人は炉の南側に座していたと考えられる。覆屋内の作業単位配列は極めて整然として単純化され、各作業単位も規格化された様子が想定できる。馬寮の工房では、作業単位の位置は固定化しており、作業単位列全体を改作して東列から西列へと移行しているとみられる。個々の鍛冶工人を個別の作業単位として強く統制・管理していたと考えられる。

平城京左京三条一坊一坪出土鍛冶工房 宮・京造営期前半期（以下、前半期と略称）鍛冶工房SX10100では、工房覆屋（SB10250）は桁行6間（16.2m）、梁行3間（8.4m）の掘立柱建物で、覆屋の面積は136.1m²である。この工房内では炉跡を32基検出し、南廂部分に6～7の鍛冶作業単位が東西に一列に並び、その東西列の一部の単位から北へ鍛冶作業単位の支列が派生している。派生した支列は計4列認められた。派生した南北支列と廂内東西列は、全体としては櫛歯状を形成するが、派生支列を個別にみるとL字状を呈するといえよう。支列は廂内の主軸となる東西列作業単位に従属すると考えられる。

作業単位を南北に配置 宮・京造営期後半期（後半期と略称）では3棟の鍛冶工房が併存している。SX9690が最大で、これを中心として鍛冶操業が進められたと推測される。SX9690に付属ないし併置される工房が、柱筋を揃えて北側に並ぶSX9830であろう。また、これら2棟の工房とは離れて設置されたSX9850は上の2棟とは少し性格を異なる工房の可能性がある。

後半期のSX9690では、覆屋（SB9880）は桁行9間（18.4m）、梁行2間（5.6m）の掘立柱建物で、覆屋面積が103.0m²である。工房内では炉跡51基を検出し、鍛冶作業単位は東西方向に3列が並行し、2列は7～9単位で1列は5～7単位からなる。SX9830は、覆屋（SB9881）が桁行4間（8.4m）、梁行2間（4.2m）で面積が35.3m²、作業単位は3単位である。他方、SX9850は、桁行4間（10.5m）、梁行2間（4.4m）で、廂部分も含めるとその面積は56.7m²で、作業単位は10～12単位である。SX9850は、その位置と共に廂部分に鍛冶作業単位を配する点でも、他の2棟とはやや性格を異なるといえそうである。

作業単位は8～9単位 このように平城京左京三条一坊一坪では、前半期には多数の鍛冶工人を1棟の比較的大型

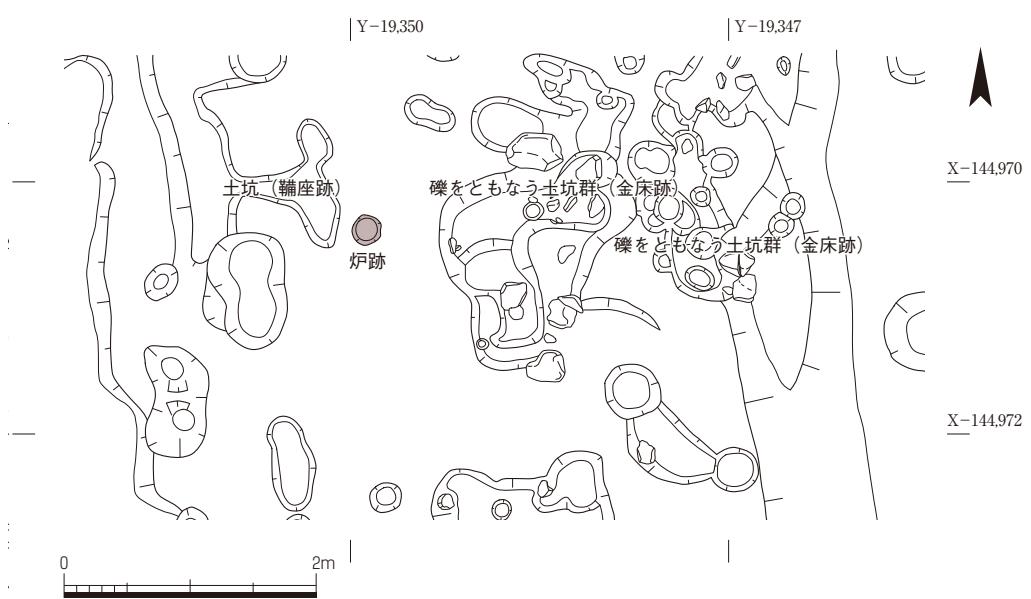
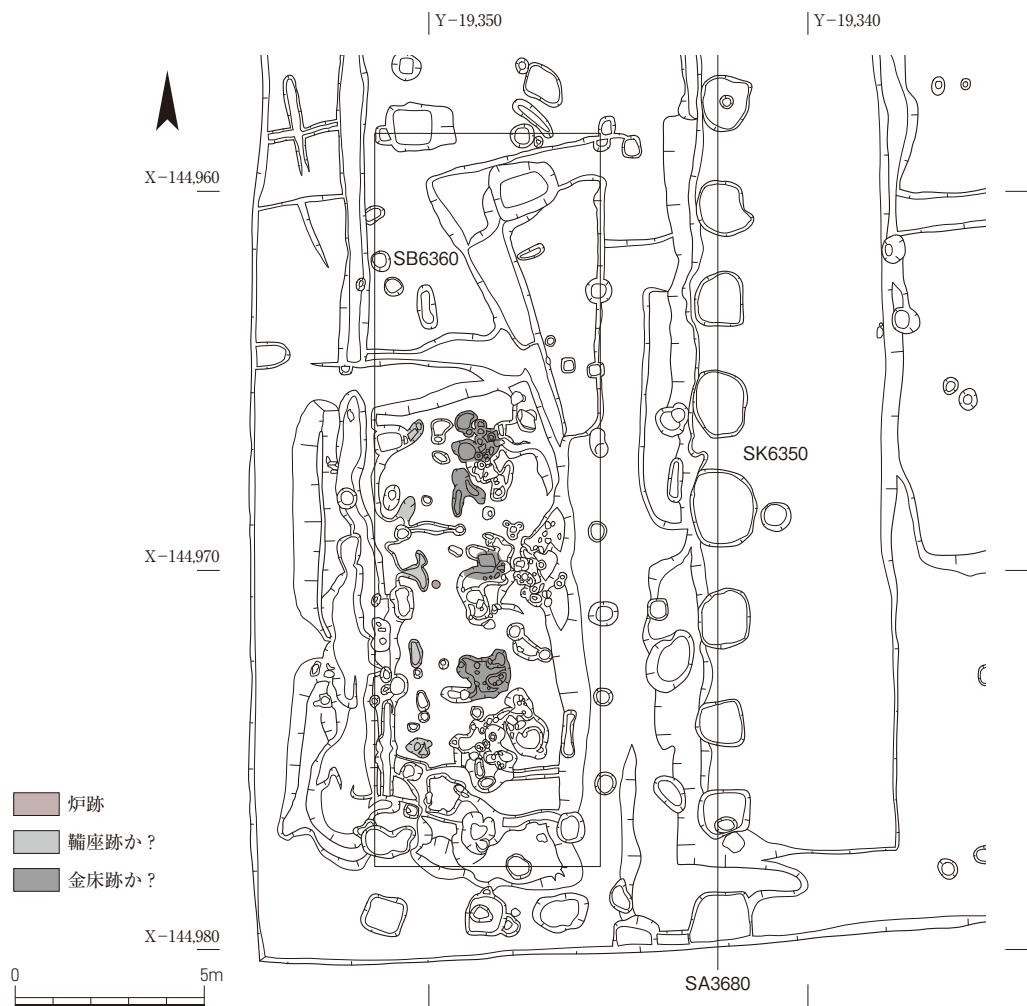


図143 馬寮III期工房SB6360（上：遺構平面図 1:200、下：施設配置 1:60）

(136.1m²) の覆屋内に集結させる工房であったが、後半期には同じく多数の鍛冶工人を1棟の中型(103.0m²) 覆屋内に集結させる工房と、数人から10人程度の鍛冶工人を小型の覆屋(35.3m²、56.7m²) 内に集結させて作業をおこなう工房の2種類が認められる。そして、多数の工人が集結した中型工房と小型の工房は、作業場以外の掘立柱建物とともに官衙的な配置をとりながら、同一の工房区域を構成している。多数の工人が集結した中型工房も、それより少ない工人の小型工房も、炉・轍座・金床から構成される明瞭な鍛冶作業単位を整然と直列に配置しており、鍛冶作業単位や鍛冶作業単位列として明確な纏まりを示している。各工房では作業単位の位置は固定化して整列しており、後半期には個々の鍛冶工人を個別の作業単位として統括・管理する傾向がさらに強まったことがうかがえる。各工房は覆屋の規模や構造の点で違いはあるが、中心となるのは後半期の中型工房である。各鍛冶作業単位では前期のような礫据え炉はもはやみられなくなり、橢円形や円形ないしその変形である十字形の火床炉に規格が統一され、鍛冶工人の独自性が弱まっている。

ii 工房覆屋の定型化・規格化

飛鳥池(飛鳥池工房) SX1400と京前半期(左京三条一坊一坪造営期前半期) SX10100では覆屋は比較的大型である。SX1400では長さ22.2m、幅6.2mの覆屋建物、SX10100では長さ16.2m、幅8.4mの覆屋建物で、いずれも、その面積は136m²程度である。SX1400は廂を有しないがSX10100は廂が付き、形態は一定しない。京後半期(左京三条一坊一坪造営期後半期)では3つの型式に分かれるが、そのうち主体をなす最大の京後半期SX9690では、長さ約18.4m、幅約5.6mの縦に長い建物となり、面積は103m²である。SX1400やSX10100に比較すると小型化する。そして、廂の付く京後半期SX9850はさらに小型化して主流ではなくなる。また、馬寮(馬寮(Ⅲ期))工房SB6360でも、長さ約18.8m、幅5.6mの縦に長い建物で、面積は105m²となり、SX9690とほとんど同一の規模・形態を呈する。

以上をまとめると、鍛冶工房の主体は、面積約136m²のものから面積約105m²のものへと移り、覆屋の平面形態では廂の付くものは廃れ、廂のつかない狭長なものへと変わる。SX1400の桁行8間からSX10100の桁行6間へと変化するが、やがてSX9690やSB6360の桁行9間のものが主流となる。このように、作業単位列の数に関わらず、SX1400からSB6360への覆屋変遷過程は、SX9690からSB6360の段階にかけて、その平面形態と規模が定形化・規格化される認められる。なお、SX9690にはSX9830が付属しており、その合計面積は138m²余りとなり、SX10100に相当する面積といえ、中・小型化した2棟はSX10100の規模を分割したものかもしれない。また、SX9850のような廂を有する工房は、SX10100の名残といえるかも知れない。そうした点では、京後半期の工房も過渡期の様相を呈しているともいえる。

iii 配列の定型化

飛鳥池SX1400から馬寮SB6360へと続く一連の変遷過程において、鍛冶工房内での鍛冶作業単位配列は、L字形→櫛歯形→複数直列並列形→一列型と変化するが、変遷の大きな方向性としてはL字形配列から直線形配列への変化とみなされる。この過程は、雑然から整然へ、複雑から単純への定型化の流れとして捉えられる。

SX1400では、7基の船底形土坑がL字形に並ぶものの、それに対応する炉跡は明確でなく、付属する轍座跡や金床跡なども不明瞭であり、鍛冶作業単位としては纏まりに欠ける雑然とし

た状態を呈する。そのため、轄座・炉・金床が明確に一揃いとなった作業単位が整然と配列されているとはいがたい。しかし、平城京左京三条一坊一坪では状況が変わり、京前半期のSX10100において鍛冶作業単位が比較的明瞭に捉えられるようになり、東西に一直線上に並ぶ鍛冶作業単位列が基軸となって、そこから北へ直交する直線上に鍛冶作業単位の支列が派生する形態を呈している。SX1400に比較するとかなり整然としたものに変化したといえる。しかし、支列部分には依然として作業単位が把握しづらい雑然とした様相も残っている。ところが京後半期SX9690では直交する支列が派生することなく、明確な鍛冶作業単位が東西方向3本の列に整然と並列配置され、鍛冶作業単位の直列配置という原則が確立したとみられる。馬寮SB6360ではこの原則が継承されているが、さらに単純化されて、鍛冶作業単位列は南北1列のみとなる。このように、SX1400からSB6360へと鍛冶工房が変遷する過程において、明確な作業単位の直列配置が定型化する流れがみてとれる。

iv 鍛冶作業単位の固定化

飛鳥池SX1400では、炉跡は等間隔を保って列を形成するのではなく、かなり雑然とした分布状況を呈する。炉跡は船底形土坑周囲に密集するのではなく、船底形土坑から離れた位置にも展開し、飛鳥池遺跡上層の工房SX1300ではさらに、土坑周囲に炉跡がみられなくなる傾向が顕著となる。このようにSX1400・1300では、工房内での築炉位置が一定しておらず、鍛冶作業単位としての纏まりを欠いている。こうした炉配置方法では、工人相互が作業中に干渉しあうなどの状況を避けるために、さらに不規則な炉配置をとる必要が生ずると想像される。

京SX10100・9690などや馬寮SB6360では、炉跡はほぼ同じ場所を踏襲しながら改作されている。また、作業単位の位置あるいは相互間隔を維持しながら列全体を改作・移動しており、作業単位の位置が一定している様子が明瞭に認められる。その傾向は京前半期SX10100よりも京後半期SX9690などでより強まり、特に馬寮SB6360では鍛冶作業単位の南北位置が固定化している。このように、飛鳥池遺跡の工房ではほとんど認められなかった鍛冶作業単位の位置固定化は、平城京左京三条一坊一坪の工房や平城宮馬寮の工房へと時期が新しくなるにともなって進展し、馬寮段階ではより強固に固定化されている。

v 定型化・固定化の進む時期

以上、中央における多数の鍛冶工人を一つの工房に集結し共同して操業する方式では、工房覆屋や鍛冶作業単位の定型化・固定化が進む画期となるのは、大型工房の京前半期SX10100の段階である。その後、中・小型工房の京後半期SX9690・9830・9850の段階に至りその方向性がより強まり、中型工房の馬寮SB6360の段階では確実に定着している。その過程で鍛冶作業単位配列の単純化も進む。大型工房の飛鳥池SX1400は、こうした方式の試行段階にあるとみられ、同時期にSX1400とは異なる操業形態を示す鍛冶工房飛鳥池SB781・785が認められる。

7世紀後葉に試行が始まった多数の鍛冶工人を集結して操業する方式は、平城京の造営にともない、鍛冶作業単位を明確にして工房や作業単位を定型化・固定化する方向性が定まり、8世紀初頭には確立したとみられる。その後8世紀の中葉にはこうした定型化・固定化は強固に定着するまでに至った。後述するように、こうした変遷過程は鍛冶工房の現場を統括する機構が確立・整備されていく過程を反映しているものと考えられる。

鍛冶工房の類型と系譜 既に指摘されているとおり、京後半期SX9690等のように多くの鍛冶

工人を一個所に集結せしめて、それぞれを鍛冶作業単位として直列配置する方式の工房は、多くの点で初源的形態を示す飛鳥池SX1400を嚆矢とすることは間違いない。そこにみられる船底形土坑の逆L字形配列や約136m²という覆屋面積は、京前半期SX10100の櫛歯状配列に痕跡的に継承され、覆屋の面積が同じ136m²である点などから、SX10100は古相を反映しているとみてよい。

しかしSX1400でははっきりしなかった鍛冶作業単位がSX10100では明確となり、単位がほぼ等間隔で配列する原則が京前半期SX10100において初めて整い、その原則は京後半期SX9690・9830・9850へと引き継がれている。しかし京後半期ではもはや逆L字形や櫛歯状の配列は失われ、直列配置のみに統一されている。SX10100では136m²であった覆屋面積は、SX9690の103m²とSX9830の35m²に分割される。次ぎに8世紀中頃の馬寮SB6360では、覆屋は桁行・梁行、面積ともSX9690の規格を受け継いでいるが、平城京左京三条一坊一坪の工房では複数列を並置する方式が主流であったのとは異なり、馬寮では一列のみの配置に単純化される。

この様に、中央における多数あるいは複数の鍛冶炉あるいは鍛冶作業単位からなる大規模協業方式の鍛冶工房は、7世紀後葉～8世紀の中頃まで連続的に継起する変遷過程として捉えることができ、それぞれが密接な系譜関係を持っているといえる。本例は時期・構成・規模などからみて、飛鳥池例と馬寮例をつなぎ、飛鳥池例より整然とした構成を示すことから、中央において大規模協業方式の単細胞型官営鍛冶工房が成立するのは700年前後頃であり、確立するのはやや遅れて8世紀初頭であろう。

8世紀中頃の馬寮例は、8世紀後半～9世紀前半の鹿の子C遺跡例へと系譜がたどれるることは、多くの研究者が指摘してきたところである。そして、その起源は飛鳥池SX1400であると考えられている。ところが、関東あるいは東北地方では、単細胞型大規模協業方式の形態をとる国衙鍛冶工房が早くも7世紀後半に出現する。それらは炉を極めて整然と1列ないし2列に配置しており、飛鳥池SX1400の段階をこえて、京後半期SX9690段階に達している。関東や東北地方では、単細胞型大規模協業方式の鍛冶工房が中央におけるよりも早く確立されることとなる。これがどのような歴史的意義をもつのかについては次に述べることとする。

B 平城京左京三条一坊一坪鍛冶工房の歴史的意義

本例は、設置場所やその周囲の状況、操業形態や操業内容において、大規模協業体制をとる官営鍛冶工房であることは明白であり、中央における大規模官営工房の変遷過程を考える上で、極めて重要な資料を提供している。飛鳥池遺跡工房など他の中央官営工房との比較からは、特に鍛冶作業単位の配列状況を比較・分析・検討することにより、律令体制下において国家中枢部で如何にして鍛冶技術労働力が編成されていくのか、その実態を解明する上で極めて重要な発見であるといえる。

綜合型工房から単細胞型工房へ 平城京左京三条一坊一坪例は、大型の官営鍛冶工房としては平城京で初めての発見となり、平城宮・京を通じてもこれまでで最も大型の鍛冶工房である。しかも個々の作業単位や全体的な構成・構造について明瞭にその内容を知ることができる。これにより漸く、飛鳥池遺跡工房と平城宮馬寮工房との間に存在した系譜上の断絶を埋めること

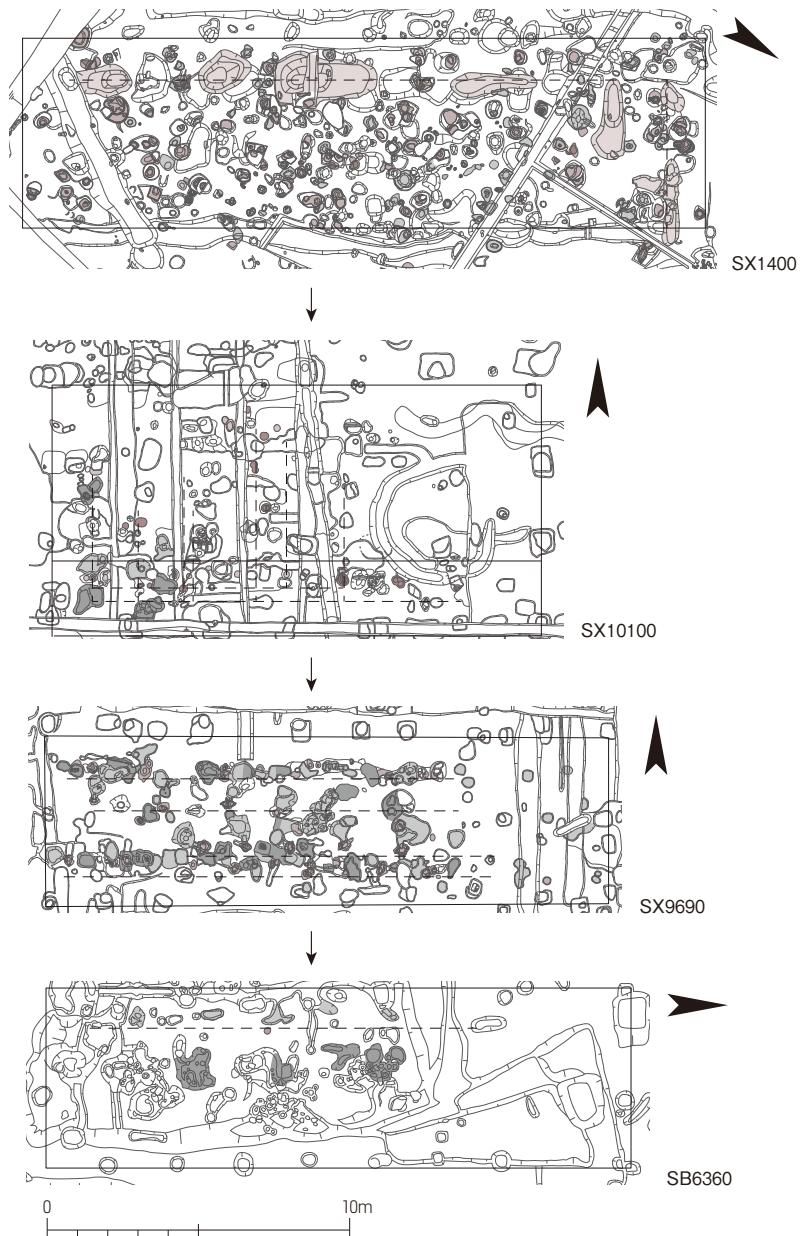


図144 官営鍛冶工房の変遷 1:250

ができるようになった。すなわち、浅香年木のいう律令制官営工房移行期から令制官営工房に至る段階の、律令国家中枢部での組織的生産工房の実態、言い換えれば初期綜合型官営工房から単細胞型官営工房が分出・細分化する過程³⁾を、従来とは比較にならないほど具体的かつ詳細に検討できることになった。

官営工房などにみる大規模協業について、石母田正は分業の二つの基本的形式を設定した⁴⁾。第1形式は、一個の製作物を完成するために、種類を異にした多くの手工業技術者または労働者が同一あるいは連絡ある作業場に集って労働するもの、第2形式は、官営作業場で同種類の多数の労働者が、単一の作業場で労働する場合のものとした。

それを踏まえて浅香は、第1形式の分業形態をとる工房を綜合型とし、第2形式をとるものを単細胞型と呼び、「8世紀中葉に、令内官制の枠外に新設された造東大寺司などの造寺関

係の官営工房群が、綜合型の第1形式の分業形態を採用していること、或いは、(中略)律令官制の弛緩にともなう9世紀初頭の官営工房の整理・再編成の段階において、単細胞型から綜合型への復帰現象が検出されることなどは、第2形式をとる単細胞型の工房が、律令体制の盛期に特有の管理方式であることを明示する。」という。そして、7世紀末の八省制成立以降、官営工房の成熟する基本的な方向の一つが、綜合型工房から単細胞型工房が分出・細分化していく過程ととらえた。さらに、大蔵所属工房群と仮称する初期綜合型官営工房群から内蔵寮工房が分化し、同様に兵制官所属工房群と仮称する初期綜合型官営工房群から鍛冶司工房が分化したとする。

飛鳥・藤原の初期綜合型官営工房 飛鳥池遺跡工房は、飛鳥淨御原宮からわずか数百メートルの位置にあって準官寺の飛鳥寺寺域に接しており、天皇・宮廷儀式関連木簡や富本錢をはじめとする多種多様な出土遺物などからみて、金工・銀工・銅工・鉄工・ガラス工・漆工、鍛冶・鋳造・玉作・錢貨鋳造など多くの異業種から構成される綜合型官営工房の典型例⁵⁾であることはもはや疑いがない。その中で、飛鳥池SX1400はその下層に鋳銅工房SX1500があり、同一場所に異業種が操業するという未分化な様相を呈しており、初期綜合型官営工房の実態の一端を如実に示しているといえる。そればかりでなく、鍛冶工房内の操業形態においても、集結した多数の工人が雑然と配置する状況は、後の整然とした配置をとる鍛冶工房と比較するとき、工人組織の未成熟さを現しているとみなされる。さらに、多数の工人が一所に集結せしめられない単独の鍛冶工房飛鳥池SB785などが、異なる地区に併存する状態は、そうした未成熟な組織形態をいっそう際立たせている。飛鳥池遺跡の他業種工房についてここで検討する余裕はないが、多くの業種間で成熟の度合いについては差異があることは当然予想されるところである。鍛冶工房についていえば、他業種より分化や成熟の度合いは低かったのではないかと想像される。そうした点からは、飛鳥池遺跡工房は初期綜合型官営工房といえよう。今のところ、我が国において7世紀後半ないし後葉にこのような内容と規模を有する工房は他にない。飛鳥池遺跡の工房は我が国で唯一の初期綜合型官営工房といえるであろう^{6・7)}。

平城宮・京の単細胞型工房 平城京左京三条一坊一坪の工房は鉄鍛冶工房のみからなり、他の冶金業種はもとよりその他の非冶金業種も含まず、「単細胞型」工房の典型例といってよい。上記で検討した時期や前後の工房との系譜関係などからみて、綜合型工房から分出・細分化したすぐの段階(SX10100)あるいは、分出・細分化が定着して間もない段階(SX9690・9830・9850)と考えられる^{8・9・10)}。

7世紀末から始まった工房の分出・細分化の流れは、鉄鍛冶工房の分野において京前半期SX10100に認められるように、おそらく700年前後の段階ではまだ定着しておらず、初期綜合型官営工房である飛鳥池工房におけるSX1400の影響を色濃く留めていたのであろう。飛鳥池SX1400は、金銀銅鉄等工の複数業種からなる工房群を構成する多数の工房の一つであり、未だ単細胞型とはいえない段階のものである。やがて8世紀初頭に入り京後半期SX9690にみられるように、漸く定型的な工房として分出・細分化が定着していくのであろう。そのうち、ほとんど同等の規模を有する京後半期SX9690と馬寮SB6360は、令内官制の枠内で定型化した典型的な単細胞型官営工房の具体的な形態を示していると考えられる(図144)。京後半期SX9690がどのような官司に属していたかについて現在のところ何ら考古学的確証は得られていない

が、浅香に従えば、初期綜合型官営工房の兵政官所属工房群（仮称）から分化した鍛冶司工房を想定しておきたい。飛鳥池遺跡の初期綜合型官営工房では東の谷工房と西の谷工房の二つの工房区域があり、東の谷工房区域では鋳銅と鍛冶を主体とする工房が営まれ、一方、西の谷工房区域では金・銀工、ガラス工、鍛金工を主体としてそれらに鍛冶が加わる（図145）。さらに東の谷工房区域からは鉄鏃・大刀金具・鏃様などが出土している。こうした業種構成をみると東の谷工房は後の7世紀末の兵部省被官造兵司工房ならびに宮内省被官鍛冶司工房の構成に近く、西の谷工房は8世紀初めの大蔵省被官典鋳司工房の構成に近いと考えられる。すなわち東の谷工房が兵政官所属工房群で、西の谷工房が大蔵所属工房群ではないかとみられ、東の谷の兵政官所属工房群のSX1400に系譜が辿れるSX9690は、鉄の雑器制作に携わる鍛冶司工房であると考えられる。

技術労働力編成について 浅香によれば、大宝令制下官営工房（持続4年690-八省制成立-以降）では、図書寮・内蔵寮・造兵司・大蔵省・典鋳司・鍛冶司所属工房において、番上型の品部・雜戸を技術労働力の供給基盤としており、「番上制によって共同体や家族から引き離した技術労働力を、一定の期間、王権の膝下において、意識的かつ計画的に設定された新たな大規模協業の組織に集結させている点に」官営工房生産特有の性格をみいださねばならないとする。京SX10100・9690・9830・9850や、馬寮SB6360の各鍛冶作業単位に配された工人は、おそらくそうした鍛戸として編成された（「部-戸」編成）技術者集団から番上し、各工房に集結せしめられたのであろう。京前半期SX10100から京後半期SX9690・9830・9850へと工房の定型化が進む過程をみると、この「部-戸」編成にも何らかの変化があったのではないかと想像される。

現段階では、具体的な変化像やその変遷過程はあきらかにできないが、工房の規模の小型化、複数工房化、鍛冶作業単位配列の単純化などは、鍛冶技術者集団編成方式の変化が工房の形態等に反映しているのではないかと推察される。すなわち、浅香のいう初期綜合型官営工房期の「手人-戸」編成から、令制下官営工房期の「部-戸」編成への変遷過程は、鉄鍛冶分野においては飛鳥池SX1400から京前半期SX10100や京後半期SX9690・9830への変遷過程のなかに具体的に表出されていると考えられる。例えば、SX1400にみられる多数の雑然とした炉の分布状況や、飛鳥池SB781・785といった少数工人による鍛冶工房の存在は、「手人-戸」集団から番上せしめられた技術者の編成方式が未熟あるいは十分に機能していなかったために、大規模協業の組織が整っていなかったことを示しているとみられる。

ところが、京前半期SX10100の工房覆屋SB10250にみると、鍛冶作業単位がある程度整然と配列され始める様子は、鉄鍛冶分野における大規模協業の組織が整い始めたことをうかがわせる。そして、SB10250の廂部分にある鍛冶作業単位主軸列上の個別鍛冶作業単位と、そこから直交して派生する支列を一つの技術者集団とみると、それこそが番上技術者の母体となた「部-戸」集団を表わしており、主軸列にある複数の鍛冶作業単位とその支列は複数の「部-戸」集団を現しているとみることもできよう。とすれば、この段階では母体となつた共同体の紐帶が依然として残存していたことを予想させる。

しかし、京後半期SX9690段階では、鍛冶作業単位の配置や鍛冶作業単位列の配置にもはや主軸列と支列のような主従関係はみられず、各作業単位や各列が対等の関係にあるとみなすことができそうである。ここに至って、番上技術者は出身母体の「部-戸」編成集団から完全に

番上制による労働力の組織化

鍛 戸

「手人-戸」から「部-戸」への変遷

切り離された技術者になったとみられる。さらに、馬寮SB6360の一列に並ぶ鍛冶作業単位列にみられるように、8世紀中頃には鍛冶技術労働者編成方式の単純化が進んでいる。

このように、中央の鉄鍛冶部門においては8世紀の初頭に至ってようやく、「番上制」によって共同体や家族から引き離した技術労働力を、一定の期間、王権の膝下において」集結し、「意



識的かつ計画的に設定された新たな大規模協業の組織」にする方式が、法制度の面だけでなく現場においても浸透し、その後8世紀の中頃までには貫徹されるようになったとみられる。地方においては、7世紀後半から既に整然とした1列ないし2列の炉配列をもつ単細胞型の鍛冶工房が出現しており、中央よりも早くに意識的・計画的な大規模協業の組織化が達成されていたといえる。中央において大規模協業の組織化が遅れた原因の一つは、京前半期SX10100での主軸列と支列のあり方からすると、番上工の母体となる「部-戸」編成共同体の紐帶あるいは規制が、中央周辺部では相當に強固なものであったことが考えられる。浅香がいうように、その強固さの度合いや組織化の進捗程度は手工業の各部門により異なるが、中央の鉄鍛冶部門では8世紀初頭に至るまで共同体の規制が強く働いていたといえるのではなかろうか。

本例鉄鍛冶工房の歴史的意義 本例は規模と内容の纏まりにおいて、平城京では他に例をみず、平城京の鉄鍛冶の実態を解明する上で極めて重要な発見である。そして飛鳥池遺跡における初期総合型官営工房の未分化な状態¹¹⁾の手工業生産体制が、如何に分化・単一業種化していくかを知る上で、すなわち官営工房の変遷過程を考察する上で欠くことの出来ない資料を提供した。さらに、平城宮・京の造営実態を理解する上でも重要な調査例となった。

註

- 1) 『飛鳥池遺跡発掘調査報告－本文編〔Ⅲ〕－遺構・遺跡編－』奈文研学報第71冊、2022年。
- 2) 『平城報告Ⅹ』1985年。
- 3) 浅香年木『日本古代手工業史の研究』法政大学出版局、1971年。
- 4) 石母田正「第4章日本古代における分業の問題－一つの予備的考察－」『古代史講座9』石母田正他編、学生社、1963年。
- 5) 小池伸彦「飛鳥の総合工房－飛鳥池工房－」『考古学ジャーナル』No.494、ニュー・サイエンス社、2002年。
- 6) 小池伸彦「飛鳥池遺跡－初期官営工房－」『益山王宮里遺跡発掘調査20周年記念国際学術大会資料』国立扶餘文化財研究所、2009年。
- 7) 小池伸彦「古代冶金工房と鉄・鉄器生産」『官衙・集落と鉄』第14回古代官衙・集落研究会報告書、奈良文化財研究所、2011年。
- 8) 小池伸彦「平城京左京三条一坊の組織的鉄鍛冶工房について」『たたら研究』第53号、たたら研究会、2014年。
- 9) 小池伸彦「平城京左京三条一坊出土鍛冶工房跡の調査と平城宮・京の冶金工房」『条里制・古代都市研究』第30号、条里制・古代都市研究会、2015年。
- 10) 小池伸彦「第1章 平城京周辺域ならびに地方における冶金関連工房研究の現状と課題」『古代日本とその周辺域における手工業生産の基礎的研究（改訂増補版）』高橋照彦編、大阪大学大学院文学研究科考古学研究室、2017年。
- 11) 花谷浩他「飛鳥池遺跡の調査」『年報2000-II』2000年。